

厚生委員会

令和5年9月12日(火)

厚生委員会

日 時 令和5年9月12日(火) 午前10時00分開会ー午後 5時01分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 坂原委員長、奥野副委員長、松尾、早川、中原、道工、谷地、瀧見

欠席委員 なし

傍聴議員 大里、谷崎、出口、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長会計管理者、相馬財政改革部長
栞山総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事、松本しあわせ創造部理事(保険年金担当)
南しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長
川井しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼保健センター所長
竹田住民課長、竹原生活環境課長、堀口保険年金課長
橋野高齢福祉課長、堤子育て支援課長、吉田淡輪保育所長
廣田まちづくり戦略室理事人事担当課長

事務局 増田事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

初めにお諮りします。

ただいま傍聴許可の連絡を受けました。申出に対して、許可したいと思います
が、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。では、傍聴を許可します。

この間にもう一つお諮りしたいのですが、マスクの着用について、本会議場でも発言をする際にはマスクを外すようにしています。同じように、当委員会でも、よく聞こえるように、議事進行を円滑に進めるためにも、当委員会でも発言の際はマスクを外すようにしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

中原委員 マスクをつけていても、よく聞こえる人はつけていてもよろしいですか。私の周りにコロナ陽性の人がいるのです。自分がかかったときも、そのときはお互いにマスクを外して、短時間だったけどかかったというのもある。

坂原委員長 そういうことは着用で結構かと思えます。

中原委員 聞き取りやすいように心がけます。ご配慮ありがとうございます。

坂原委員長 よろしくお願ひします。

ほかの委員の方、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 理事者におかれましても、よろしくお願ひいたします。

携帯電話についてはマナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、案件1、9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてのうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

竹田課長。

竹田住民課長 「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

2 2 諸収入、3 雑入、収入印紙売払い収入といたしまして、2 5 2 万 6, 0 0 0 円を増額補正するものです。

内容といたしましては、歳出でご説明させていただきますが、収入印紙売払い収入として、パスポート交付事業費に充当するものです。

竹原生活環境課長 続きまして、2 0 町債、1 町債、リサイクル施設整備事業債、過疎対策といたしまして、5 1 0 万円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、リサイクル施設整備事業債（過疎債、過疎対策）としてリサイクル施設整備費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入計7 6 2 万 6, 0 0 0 円を増額補正するものです。

坂原委員長 歳出をお願いします。

竹田住民課長 続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。2 総務費、3 戸籍住民基本台帳費、パスポート交付事業費といたしまして、2 5 2 万 6, 0 0 0 円を増額補正するものです。

内容といたしましては、パスポート交付時には手数料として収入印紙が必要となり、事前に郵便局で収入印紙を購入し、パスポート窓口で販売しております。

令和5年度の当初予算では、2 5 8 件の交付数を見込んでおりましたが、令和5年4月から6月の3か月間の交付実績により、1年間で4 5 3 件の交付が見込まれるため、増額補正を行うものです。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 次に、3 民生費、1 社会福祉費、障害者福祉費といたしまして、1, 2 2 8 万 8, 0 0 0 円を増額補正でございます。

内容は、令和4年度の実績確定に伴う国及び府に対する負担金の返還金でございまして、内訳といたしまして、障害者医療費府費負担金返還金167万2,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金722万6,000円、障害者医療費国庫負担金返還金339万円でございます。

続いて、健康ふれあいセンター管理費といたしまして、97万9,000円の増額補正でございます。

内容は、健康ふれあいセンターの陶芸室内に設置している、タタラ板製作機が経年劣化により故障したことによる買い替えのための機械器具費でございます。

タタラ板製作機とは、陶芸の際に粘土を板状に伸ばすための機械でございます。現在設置中の機械は、健康ふれあいセンター建設当初に設置したもので、25年以上が経過し修理もできないということから、買い替えを行うものでございます。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 続きまして、委員会資料3ページをご覧ください。

2児童福祉費、子ども子育て支援事業費といたしまして、1,826万4,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、実績確定による返還金として、子ども・子育て支援交付金国庫返還金94万2,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金国庫返還金71万7,000円、子育てのための施設等利用給付費府費負担金返還金13万1,000円、子どものための教育・保育給付費交付金国庫返還金1,050万5,000円、子どものための教育・保育給付費府費負担金返還金525万6,000円、保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫返還金71万3,000円です。

続きまして、障害児通所支援費といたしまして、94万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和4年度の実績確定に伴う障害児入所給付費等国庫負担金返還金です。

続きまして、児童措置費といたしまして、5万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和4年度の実績確定に伴う児童手当国庫負担金返還金です。

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯以外分）といたしまして、540万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和4年度の実績確定に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金国庫返還金です。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、予防接種経費としまして、39万8,000円を増額補正するものです。

風疹抗体検査事業補助金の国庫補助金実績確定に伴う返還金です。

4ページをご覧ください。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費としまして、315万円を増額補正するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の実績確定に伴う返還金です。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費としまして、233万8,000円を増額補正するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の実績確定に伴う返還金です。

続きまして、保健センター整備事業費として18万3,000円を増額補正するものです。

現在、保健センター裏手の駐車場に車椅子用駐車スペースを1台確保し、車椅子マークを掲示してきました。今回、保健センター車椅子用駐車場整備工事として、保健センター入口近くに車椅子用駐車場を確保し、駐車位置を分かりやすく明示することで、センターを利用する障がいのある方、車椅子を利用する方への必要な配慮が行われるものと考えます。

竹原生活環境課長 続きまして、2清掃費、1塵芥処理費、リサイクル施設整備費といたしまして、511万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、令和4年12月補正により債務負担行為を設定し、年度繰越しによるプラスチック圧縮梱包機の修理について、令和5年5月に部品の交換を行い試運転を行ったところ、ほかの部分、主押しシリンダーが故障し、運転再開ができなくなったことから、緊急に修理する必要があるため、リサイクル

施設改修工事の増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分、歳出計5,163万8,000円を増額する補正するものです。

続きまして、地方債補（変更）といたしまして、今般、リサイクル施設改修工事について、リサイクル施設整備事業債（過疎対策）を充当することから、地方債の限度額を510万円増額し、補正後の限度額を670万円に変更するものです。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 歳出の4ページのリサイクル施設整備費、こちら去年から故障している圧縮梱包機、これを5月に部品交換したけれども、別のところに故障箇所があって、今使えていないというご説明と思うんですけど、確認ですけど、今も圧縮梱包機は使えていないという認識でいいんですか。それと、実際にこれで修理を実施した場合に、いつ頃修理完成予定になってますか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど谷地委員がおっしゃるとおり、現在も圧縮梱包機については、稼働を停止しております。

今回、この補正予算におきまして、予算が確定しました暁には、早急に修理の契約をしまして、来年、令和6年1月には稼働再開の予定でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 令和6年1月に稼働予定ということで、とりあえず早急に修理を実施いただくということですけども、今回、5月に部品交換したけれども、ほかの故障箇所が、という話だと思うんですけども、実際にほかの部分の故障というのは今現在想定されていないから、今回修理が完了したら使えるという認識ですか。というのも、実際動かしてみないと分からないという部分もあると思うんですけども、今回は別の部分の故障箇所が見つかったというお話なので、それ以外に本当に故障箇所がないかなというのをちょっと心配しているんですけど、そこは問題ないですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 現在、ほかの部分も再度、検証調査したところ、現在ではほかの部分については故障の可能性はないというところで、今回破損しました主要シリンダーの交換で稼働を再開できるという見解を担当の業者からいただいております。

坂原委員長 ほかの委員の方、質問ございませんか。松尾委員。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 2ページの健康ふれあいセンター管理費の機械器具費、タタラ板製作機ですけれど、これは今は手動式なのか、自動式なのか。また買い替えるのも手動か自動かというのを教えてください。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

現在、健康ふれあいセンターに入っておりますタタラ板製作機につきましては、自動のものになります。今回、買い替えようと予算計上させていただいてますものも自動のものということで、手動ではございません。自動でございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 これは分かりました。この件は結構です。

続きまして3ページの衛生費の予防接種経費で、風疹抗体検査事業国庫補助金返還金ですが、予定していた検査人数、総数と、実際に受けられた人数を教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えします。

風疹抗体検査事業ですが、当初予定を見込んでおりましたのは、検査は200人です。実際に検査を受けられた方は30人となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 思ったより大分少ない数ですね。私も分かっていたんですけど、受けないといけないとは思ってたんですけど、なかなか足が運ばなかったというのはあります。

やっぱりこれも周知が必要になってくるのかなと思いますので、そこは今後引き続き力を入れていっていただきたいなと要望しておきたいと思います。

坂原委員長 ほかの委員の方。中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページ、初めの児童福祉費総務費の子ども子育て支援事業費の

中の保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫返還金についてお尋ねします。

これは国が旗を振って、こういった分野の方のお給料が平均より大分少ないということで、3%、月々9,000円ぐらい引き上げようと言って、それが岬町に入ってきた分が一定あって、今回返すということになったということですね。

これは、なぜその返還金が必要になったのかということが聞きたい。というのが、年度当初なので、人数の確定というのは難しいので、ただ、一定の子どもたちの数、保育士だとか学童保育の指導員だとか、そういう対象になる方を算出して、国に一定額頂戴という作業をされたんだろうと思うんですけど、これは想定が狂ったと、間違ったということなのかなという気もするんですけど、そのあたりについてご説明いただきたいというのが1点目です。

それから、同じページの、子育て世帯生活支援特別給付金事業費、ひとり親世帯以外分のところでお尋ねしたいんですけど、これも返還金が発生しております、540万7,000円で、一定の金額になっていますよね。それで、これは事業費なので、いろんな費目がありますよね、実際にこういう施策が取られて、お金をお渡ししたいんですけどという作業したときに、ひとり親世帯以外分なので、例えば辞退される方がおったのかとか、ただ単に、事業費なので、いろんな事務事業に係るお金の返還する分が発生したというふうに受け止めていいのか、内容の詳細をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫返還金でございますが、この返還金に関しましては、令和3年度の2月分から令和4年度の9月分までの分の返還金、2年度分の返還金になります。

当初見込みよりは若干数字は落ちているんですけども、人数、保育に入る量で、返還金が生じたものです。

続きまして、2つ目の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金国庫返還金ですが、こちらのほうは、辞退された方はございませんでして、当初の見込みよりも実績のほうが少ないということで、当初の見込みを上げないといけな時期が、まだ課税が上がってない状況でしたので、その分の差額分ということになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお尋ねをした保育士等処遇改善臨時特例交付金の返還金のことなんですけど、事情はお聞きいたしました。

何でこういうことを聞くかという、決算のところでも質問をしようかなと思っているんですけど、要はその返すお金があるんだったら、町内の同じ保育士なのに対象になってない人いるじゃないですか。具体的に例えば、子育て支援センターに入ってる保育士、同じように町に採用されて、会計年度任用職員とかいろんな形ですけれど、同じように保育という事業に関わっておられる、保育所に行ったらちょっとお給料が上がってるのに、違うところに配置されたからもらわれへんという、これは出てきた当初も私は言いましたけど、もともと国の制度設計に問題があると私は思ってますけど、返すお金があるんやったらと思ってしまうわけです。ぜひ国に対して、もうちょっと対象を広げろと言ってほしいし、金額も上げろって、そんなの9,000円じゃあほかの産業の平均に全然足りない、ゼロが1個足りないと私は思ってるので、ぜひ要望していただきたいと、意見を申し上げておきたいと思います。

新型コロナのひとり親世帯以外分については事情は了解いたしました。

引き続きお尋ねします。委員会資料4ページのリサイクル施設改修工事についてお尋ねします。

谷地委員からも質問があつて、それを聞いた上でお尋ねしたいと思います。

この問題、要するにリサイクル施設の廃プラスチックごみの圧縮梱包機が壊れていて、今使えないという状態が、もう既に大分経っている。この問題が委員会で知らされたときに、私はふんぷん怒って、周知するべきと言いました。しかし、一向に周知もされません。そして、おさるのかごやの音楽を鳴らしながら金曜日には回収に来てくれます。だけど、それは回収しても廃プラスチックごみは全部焼却炉に入れて燃やしてるわけでしょう。そのことを大分言いましたよね。それ知り合いに聞かれます。中原さん、議会で質問してたけど、あれいつ再開されるの、ずっと家でためてんねんって、中原さんから聞いたり、議会だより見て、廃プラスチックごみ、金曜日に出して、ただの燃えるごみにされるんやと思ってずっと家でためてんねんけど、もういっぱいになってきてんけど、いつ再開されるんかなって、聞かれたりもしたわけです。それで、今日初めて予定がさらに

先延ばしになったということを知って驚いたんですけどね。またさらに伸びるといことが分かった限りは、やっぱり住民の皆さんに周知するべきじゃないかと思うんですけど。そこをどう考えるかということが一つ。

それから、以前この問題で私がぶんぶん怒ったときに言ったけど、金曜日の収集、必要ないんちゃうんって言いました。例えば、車が走るということはCO₂を吐き出しながら走るわけです。だからそんなこと考えたり、あとはもしかしたら経費の削減にもなるかもしれないと、それは私は計算してませんのでよく分かりませんが、出動する車、回収する回数を減らすということは、メリットにつながる部分があるのと違うかと、走っても仕方がないと私は思うわけなんですけど、そこもこれからさらに、修理が完了する予定の来年1月、これもどうなるか分かりませんが、できるだけ早く修理は完了してほしいと思っておりますけど、さらに伸びたということは、回収の方法だとか、あとは周知についても、さっき言いましたが、考えるほうが良いの違うかと思っております。その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、現在もまだプラスチック圧縮梱包機の稼働が停止している状態でございます。今回、この稼働停止によって、リサイクルの分別の収集を停止するという事は、今後、稼働が再開した場合におけるリサイクル率の向上のためにも、何とぞ住民の皆様には今後ともご協力いただき、分別収集をさせていただききたいと思っております。

広報につきましては、今後、委員のご意見を受けまして検討してまいりたいと思っております。

坂原委員長 もう一点ありましたね。回収車は回らなくてもええんちゃうかという話。

竹原生活環境課長 先ほどのご説明の中にもございましたが、分別収集については、今後も引き続き、プラスチック圧縮梱包機の稼働再開に向けて、リサイクル率の向上のために今後も続けてまいりたいと思っております。

収集方法につきましては、現在、梱包機が停止してる状態なんですけど、皆様のお宅の状況にもより、プラスチックのごみを置いておけるご家庭もあれば、家の中に置いておけないというご家庭もあると見受けられますので、その辺も考慮し

ながら、収集の方法につきましても検討してまいりたいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 初めにお答えになったのは、要するに、今の状態を続けるということだと思
うんです。プラスチックごみを金曜日に集めるけど、燃やす。それを続けるという
ことをおっしゃったんだろうというふうに思ってます。

それを何でやめへんのかということ、恐らく、担当課として言いたかったの
は、リサイクル率に関わると、今、分別してくれてるのに、それをやめてしまっ
たらまた再開したときにプラスチックごみを分けてくれへんようになるの違つか
ということ、心配されてるということだと思ふんです。それは前に委員会でもお
聞きしましたので、ちっとも考え方は変わってないなと思ひながら聞きましたけ
れども、もっと住民の皆さんを信頼してほしいんです。前のときも言ったけど、
ここまでリサイクルって、岬町の分別はもっと進めるべきだと私は思ってます。
だけど、でも徐々にちゃんと分けてください、資源になりますという話をずっと
繰り返す中で定着してきたわけじゃないですか。住民の皆さんも呼びかけた
ら協力してくれるんですよ。それはいろんな方おられますよ。だけど、繰り返し、
繰り返し呼びかけて、みんなで環境を守っていきましょうという話をやるのが岬
町の責任ですやんか。それなのに、せつかく分けた人に、まだ知らない人がたく
さんいると思ふんですよ。まさか、わざわざ分別して出したプラスチックごみが
燃やされているということを知らない人はたくさんいると思ふんですけど、これ
はちょっと住民に対して失礼だと思ってます。一度元に戻したとしても、分別、
もうせんでよろしいねんと、再開するまでは分別しなくていいんですと、今、機
械故障してますからすみませんという話を、もう一回再開しますというお知
らせをしたら、また皆さん協力してくれると思ふんです。だから私そこが、何か
広報を検討するとかおっしゃいますけど、止めない今の状態を続けるんだったら、
何をどう広報するのかなと思ふんです。圧縮梱包機が壊れてますということは広
報できますか。できないでしょう。だからちょっといい加減な答弁はしないほう
がいいと思ふんです。広報を検討します、検討しますと言われたときに、委員と
してはどう受け止めたらいいか。それはできませんという意味の検討しますの
こともあるし、前向きなときもあるし、ちょっと今のがどっちやったんかよく分
からんけど、広報について検討するとか、今の回収の方法について検討するとか、

本当にそういうのやってくれる気はあるんですか。お聞きしたいと思うんです。
今の答弁を受けて、どんな広報を考えていただけるのか。どんな回収方法の検討を行うというのか、そこをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、現在、せつかく住民の皆様が分別していただいているのに、それを焼却処分しているということに対して、申し訳ないという気持ちで担当課としても考えております。

今、委員がおっしゃったように、圧縮梱包機が来年の1月からまた再開の予定でございますので、それまでの間、分別しなくてもいいよということの広報と、あと収集の方法につきましても、住民の皆様のご負担にならない、皆様のご信頼にお応えできるような対策を講じて、住民の皆様にお知らせするように検討してまいりますので、よろしく願います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なかなかやるじゃないですか。そう思いながら聞いてて、最後に検討してきたから、どうなるのか分からないというところではありますけど、ただ踏み込んだ答弁だと私は思います。担当課として、せつかく住民さんが分別してるのに焼却してるということに対して申し訳ないという気持ち、それはすごく大事な気持ちだと思うんです。担当課として当たり前を持ってほしい気持ちではあるんだけど、やっぱりそこから、そういう思いから住民の皆さんにどういうお知らせをしていこうかと、ぜひ住民の皆さんに信頼をおいて、ご協力いただける範囲でご協力くださいという広報、周知をいただきたいなど、楽しみにしておきます。

それで、もうちょっと聞いていいですか。

坂原委員長 はい、どうぞ。

中原委員 この故障が起こったときに、この機械の定期点検もいるのではないかという事を聞いて、今年度予算に点検の費用もきちっとつけておられます。

このほかの部分に不具合ないんかという問題で点検したところ、故障はないだろうと聞いたというのは、今年度予算でつけた点検費というか、それでそういう作業を行ったということと理解してよろしいでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のご質問にお答えします。

今、中原委員がおっしゃったようなことで間違いございません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私の中からもう一点、4ページの保健センター費の保健センター整備事業で、保健センターに車椅子用駐車場を整備するという事業なんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいくて、これは恐らく車椅子専用のデザインを道路上につけて、そこは車椅子の方が駐車できると分かるような形にして、それを利用できるようにするというかと思うんですけども、実際に何台分、駐車スペースを設けるのかということと、保健センター前に作るというお話ですけども、入口の前に、ここは今、通り抜けするような形になってると思うので、そんなに広くないと思って、これは縦列駐車する感じにスペースを設けるのか、それとも横並びに止められるのか。前に花壇があるので、車椅子用の車となったら、後ろのトランク開けて車椅子を出し入れするので、結構後ろのスペースも余裕持って考えなければいけないという、横並び駐車するのに何台かつけるとなると、花壇が結構邪魔になってくるんじゃないかなとか、それによって車の通り抜けに支障が出てくるんじゃないかと懸念されたので、その辺の詳細を教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 谷地委員のご質問にお答えします。

谷地委員が保健センターの前の状況をよくご存じなので、それを前提にお話させていただきます。駐車場の確保は1台です。保健センターに関しては、同時に多くの方がいらっしゃるということは、年間にそうありませんので、まず1台分。

場所としては、通り抜けと言っていましたスペースに車椅子の駐車場を確保させていただきます。

ただ、乗り降りに関しては、保健センターの玄関前でしていただくようなイメージを持っております。その後とめていただければと思っております。

スペースとしては、1台分ですので、あの中にとめていただく分には、大阪府の福祉のまちづくり条例等で示されている参考の広さを一応確保できると考えております。通り抜けのときに邪魔になる、金網のフェンス等については撤去の予定です。

坂原委員長 よろしいですか。では、ほかの方。松尾委員。

松尾委員 さっきの谷地委員の質問に関連するんですけど、保健センターの車椅子用駐車場の整備で18万3,000円ということになってるんです。先ほど、金網のフェンスを撤去するという、その費用に多くがかかるのかなと思うんですけど、その金網以外でかかる費用、ちょっと高いかなと思ったんです。1台で整備するのに18万円もかかるのかなと思ってたんですけど、もうちょっと詳しく教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 工事の内容としましては、金網のフェンスの撤去、フェンスを立てているところが立ち上がりでコンクリートがあるので、その撤去、隣のお宅との敷地がすごくぎりなので、そのお宅に対してガードするもの、あと地面に車椅子のマークを書く、あと実際に車椅子用駐車場ですということを掲示する看板という形で費用は算定させていただいております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。その件は結構です。

私からもリサイクル施設整備事業でもう少しお聞きしたいんですが、私も一般質問でこの件をやってる限りは、やっぱり住民さんの側に立って、行政が寄り添うような対応、そしてこれは社会的責任の話にもなりますので、やっぱり一般質問の方向でやっていただきたいと思うんですが、その前に、510万円かかっているんですが、これはちなみに現在の機械のその処理能力というのはどんなものなのかというのと、あと仮にこれを新品に換えたときの値段というのが分かたら教えてください。

坂原委員長 答弁をお願いします。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 処理能力につきましては、1日、3.75トンです。新規で購入した場合は、4,400万円ほどかかると聞いております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そういうことであれば、その部品だけ交換してやっていくというのが妥当なのかなというのは、今、分かったわけです。

中原委員からもありましたように、その周知、壊れたからということで周知していくというのも大事なんですけど、今後また起こり得るかもしれないというときのセーフティネットをどう構築していくかというのは、一般質問でも私、しつ

こく言わせてもらったところやと思うんです。一般質問では、近隣市町と協定を結んで協力していくという一つの方法もあるでしょうし、あと先ほどちょっと出たみたいに、プラごみの保管場所をどう確保していくかということもあると思うんです。

これは初めてなことなので仕方ないと私は思ってますが、今後また燃やすとなったときは、やっぱり社会的責任を果たしてないということになるんです。というのは、一方でゼロカーボンシティの挑戦とうたってますよね、できるだけ二酸化炭素を減らしていく、もうゼロにしていくという挑戦を表明したにもかかわらず、一方で、壊れてるからごみを燃やしてんねんということでは、話にならないというかね、逆方向の運動になってることになってるんで、やっぱりそこは行政として、その社会的責任を全うするんだということで、せっかく住民さんが分別してきたプラスチックごみというのをしっかりとリサイクルしていくというのが行政のあるべき姿だと、私は思うんです。それを、こうなったときに、今度はどうしていくかというのを今から構築していく必要が絶対あると思うんですよ。

もう一度聞きたいんですが、そういうつもりがあるかどうか、今回は仕方ないとしても、そういう検討していくかどうかというのを聞かせてください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 故障時の対応につきましては、一般質問でも言わせていただいたとおり、協力体制については調査研究し、検討してまいりたいと思います。

坂原委員長 ほかに質問ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第37号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に、議案第40号「令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の5ページをご覧ください。

「令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和4年度の介護給付費等の確定に伴い、国、府及び支払基金の負担金の精算に伴う返還金と、前年度の剰余金の処理について計上しております。

歳入についてご説明いたします。

5支払基金交付金、1支払基金交付金、過年度分といたしまして、163万2,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和4年度分の介護給付費の確定に伴い、追加交付される過年度分の介護給付費交付金でございます。

次に、13繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、7,101万1,000円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、令和4年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰越しするもので、国、府、支払基金への前年度精算金としての支出と、介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

委員会資料の6ページをご覧ください。

続いて、歳出についてご説明いたします。

7諸支出金、1償還金及び還付加算金、国庫負担金等償還金費といたしまして、1,401万4,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算返還金でございます。

内訳といたしましては、介護給付費国庫負担金返還金785万1,000円、介護給付費府費負担金返還金39万9,000円、地域支援事業交付金支払基金返還金135万2,000円、地域支援事業交付金国庫返還金285万8,000円、地域支援事業交付金府費返還金155万4,000円でございます。

続きまして、8基金積立金、1基金積立金、介護給付費準備基金積立金費といたしまして、5,862万9,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和4年度の介護給付費等の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも7,264万3,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 5ページの、前年度繰越金7,101万1,000円、これを積立基金に回されるということで、次の6ページの介護給付費準備基金積立金5,862万9,000円、こちらに回されるというような考え方でよろしいのでしょうかというのが一つと、それと、この形で繰越金を回されて積立基金にされるという考え方でございますが、例年これぐらいの金額、要するに例年、上下動はあるんでしょうか。その2点をお伺いいたします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目につきましてですけれども、委員ご指摘のとおり、5ページにございます歳入として計上しております繰越金から、歳出6ページにございます返還金等を引き算しまして、残りの金額を介護給付費準備基金に積み立てるといったことのご指摘のとおりでございます。

2点目のご質問いただきました、この準備基金についてでございますけれども、毎年、若干の変動はございます。しかしながら、毎年、準備基金から介護保険の事業計画に位置づけた取崩し金を取り崩して、そして余剰分から返還金等を引き算した分をまた積み立てるといったことで、現在、令和4年度末時点でございます

けれども、準備基金の残高は1億8,879万5,789円ございます。

なお、参考までになんですけれども、令和4年度は積立金として7,178万9,457円を積み立てて、取崩しとしまして、5,780万円を取り崩しております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます、結構です。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます、

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号「令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第45号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第45号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第45号は、本委員会において可決されました。

続きまして、認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の7ページから14ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 7ページ、節2児童福祉使用料、保育所保育料に関して伺います。

収入未済額の30万2,200円が例年より多いような気がするんですけども、こちらの内容を教えてくださいませんか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、昨年度よりは増額しておりますが、2世帯分でございます。この出納返済までには間に合いませんでしたが、現在は完納いただい

ております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。結構です。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私からまず幾つかお聞きします。

一つは、7ページの節児童福祉費負担金の学童保育所保護者負担金と学童保育おやつ代費、これ予算額に対して少ない金額になってるみたいなんですけども、実際に何人の方が利用してての合計金額なのかと、この収入未済額、これについても先ほど瀧見委員の質問と近い部分なんですけども、これは実際に何世帯分なのか、現在はどうなっているのか。あとはそれぞれの滞納分もあると思うんですけれども、この滞納分についても何世帯分なのかと、現在どうなのか。

次に、2の民生使用料の児童福祉使用料の部分で、こちらについても保育所の保育料の滞納分があるんですけれども、これも何世帯分なのかと、現在どうなっているのか。続いて、まだ何個かいいですか。

坂原委員長 一旦区切りましょうかね。堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず学童のほうの児童登録人数ですが、令和4年度の3月末時点で、淡輪学童が141名、深日学童が39名になっております。

続きまして、保育料の滞納の部分になりますが、保育料の滞納部分に関しましては3世帯分になっております。

続きまして、保育料になりますが、現年分は完納しており、滞納分に関しましては、7世帯分になります。

今現在末、滞納に関しましては、督促や電話連絡、また児童手当受給時に窓口支払いさせていただいた児童手当を保育料として徴収させていただいたりしております。

長引いた新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、子育て世帯への生活の影響は大きいので、徴収が困難な場合もございますけれども、令和元年度の滞納額178万4,350円あったものが、令和5年度8月末では126万3,200円になっておりますので、少しずつではありますが、収めていただいております。

でございます。

今後は文書のみならず、臨戸訪問を行い、徴収率の向上を目指したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 それぞれのご家庭にいろいろ事情あると思ひますし、この不納欠損額というところにまでいってないので、その辺はいろいろ配慮してもらいながら、引き続き対応をしていただければと思ひます。

続いて、7ページの一番下の節2清掃手数料、ここではごみ処理手数料751万2,000円の調定額になっているんですけど、予算額が699万3,000円だったのが、金額が膨れているのかなと思ひんですけども、これは先ほどの圧縮梱包機の問題ともしかしたら関連するのかなと思ひてお聞きしたんですけども、これは可燃ごみの量が増えたから、予算より増額したというので、しかもこれは、先ほど圧縮梱包機が故障したことによって、それを燃やしているというのが影響してるという認識でいいんでしょうか。

あとは、次の8ページの一番上の一般廃棄物許可手数料、これは当初予算書にない項目なんですけれども、これは一体何なのかについて回答をお願いします。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

ごみ処分手数料の増額につきましては、プラスチックごみの分別によるごみ量の増加も考えられますが、全体的にごみの量が増加したことによる処分量の増加が発生したためと考えております。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ごみ処分手数料ですが、先ほど課長が答弁しましたが、これは事業系ごみ、草木の搬入です。事業系ごみの量が増えておりますので増加しています。事業所は10キログラム100円、各家庭から出るごみは10キログラム90円となります。

坂原委員長 もう一点ありましたね。8ページの一番上の一般廃棄物許可手数料。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 一般廃棄物許可手数料ですが、この手数料につきましては、くみ取り業者、ごみの収集業者の登録が2年に1回となりますので、令和5年4

月1日から、令和7年3月31日までの許可手数料分になります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 一つ目の質問については、結局、ごみの排出量が全体的に増えていることによって去年は増えているという認識でいいんですよね。でもそれは、内容的には恐らく事業系ごみが増えているという見解になっているという認識でいいですかね。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ごみの量自体は横ばい状況ですけど、減っていています。ただ事業系ごみ、草の分が増えております。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかの委員の方、質問はございませんか。

中原委員。

中原委員 今、話題になっていた事業系ごみのことなんですけど、ごみは非常に奥が深い部分ですから、私自身、研究が必要なんですけど、事業系ごみは随分前から課題があるなど、私は思って見えています。数量の推移だとか、ごみといってもいろんな種類があるわけで、その中で事業系ごみというのは、岬町のごみ行政の中でなかなか排出量を抑えることに成功できていないんじゃないかなというふうに。ほかについては、自然減もあったりするかもしれませんが、分別などの努力も含めて、減ってきているという傾向だなどと思って見ていた時期があったんですが、ただその時期も、事業系ごみについては、なかなか難しい問題があるんだというふうに思って見ていたんです。

ごみの排出量、さっき増加傾向にあるのは事業系ごみの増加が一つの中心的な要因だという意味かなというふうに思ったんですけど、それはやっぱりそういうふうに捉えていいんでしょうか。事業系ごみの排出量の傾向ですね。増えたり減ったり、2022年度の決算がたまたま増えてるということなのか、徐々にずっと増えていってる感じだとか、事業系ごみの排出量の推移についてお聞きしたいと思います。

それからもう一個、草刈りのごみが増えてるというふうにおっしゃっていました。これ何か工夫できないのかと思うんですけど、これは素人考えなんですけど、要するにどこかにちょっと干しておいて、乾燥させてとか、堆肥にできないかとか、要は、自然に帰す的な工夫とか、そういうことができないんだろうかと

思うんですけど、そこらはいかがなんでしょうか。以前、財産区の関係だったかなと思うんだけど、財産区なんかも管理をするのに樹木の伐採とかいろいろしますわね。それをなるべく焼却処分をしないで済む方法というのを模索してるといふのを聞いたことがありますて、どのようにしてるかというて、要は財産区有地の中に置いておくと、仮置きしておくと、それでだんだん腐っていくのか、ちょっとよく分からんただけで、要は焼却処分をするということは、CO₂の排出にもつながるし、いろんな面でそれは避けようと、お金もかかるしということて、焼却処分しない方法というのを心がけてるといふ話を聞いたことがありますて、そんなことができへんのか。手間といたら手間なんですけども、そこらあたりについてもいかがでしょうか。もし何かお聞きできることがあればお聞きしたいなというふうに思っています。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

中原委員おっしゃるとおり、事業系ごみというてのは年々増加の傾向にございまして、令和3年度は446.6トン、令和4年度は544トンて、98トンの増加になっております。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 先ほどの事業系ごみのトン数の訂正をさせていただきます。

令和3年度では、1,149トン、令和4年度では、1,151トンとなっております。

草刈りの草の堆肥の話ですが、施設にはそういう保管場所等もないので、現在は焼却のみと考てております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 事業系ごみの増加の問題なんですけど、事業系ごみは別に草刈りのごみだけじゃないと思うんですけど、それをどうにか減らしていくということは大事な課題かと思ってるんですけど、そこについて担当課として何かお考えになってることがあればお聞きしたいということ。

それから草刈りのごみなんですけど、どういうふうに出てきたごみかというてのがいろいろだと思んですけど、出てきたときに施設で何とかしようというふうにする必要はないんちゃうかなと思ていて、それは草刈りごみを焼却処分しに持

って来る場合に、事業者としてもできるだけそういうふうにお金かからへんようにということは考えるんちゃうかなとは思いますが、協力をしてもらおうという呼びかけだとか、こういう方法がありますよ、燃やさずに済む方法がありますよというようなことをお伝えしていくということなんかも一つの案なのかと思ったりします。私もこれは研究したいなというふうに思う点なのですが、担当課としても、焼却処分をするものを減らすということを、我々排出する側もそこに努めると、行政の側もそうできるような何かヒントがあればお伝えいただくということで、お互いに協力し合いながら進めていきたいと思えます。

その後、事業系ごみの縮減について、何か対策等があるようでしたら、お聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 あれば答弁をお願いしますということですか。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 本当に難しい問題なんです。岬町としていろんな計画を策定されてますけれど、このごみの問題に関わって、これまでもごみをどうやって減らすかというようなことが計画の中でもいろいろ書かれてましたけど、この事業系ごみについては、どうやって減らすかの中身が書いてなかったんです。だからやっぱりすごく難しい問題なんやろうなと思ってますけれど、やはりこの問題を解決していくことが必要だと思えますので、ぜひ担当課としてもいろいろ検討していただきたいなと思ってます。

坂原委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 私からもこの件について、一つお願いというか、申し上げたいと思うんですが、先ほど、事業系ごみの増加が原因ではないかというところだと思うんです。その中でも草刈りのごみが増えてきているというふうな認識でおられるということですね。これはごみを減らすことだけに、例えば、バイオマスとか、そんなところに行く前に、やっぱりこれはいろんなところに根本があると思ってきてるんです。というのは、草刈りが増えてるということは、休耕地であつたりとか、空き家が間接的に増えてるんだらうなというふうになってきますよね。やはりそれは政策的とか政治的な動きというのが、今、岬町には乏しいと言わざるを得ないと思うんですよね。だから結果的に草刈りのごみが増えてきているというふうには私は見るんです。そうすると、担当課だけではなくて、岬町全体で、例えば農業政策

も、もちろん空き家の対策をもっと進めていかんとあかんような気がするとは私は見るんですけども。その辺、担当課ではなかなか答えられないと思うので、そのあたりを岬町全体で、政策的なところをどんどん進めていかなあかんのやろなと思うので、そこはお願いしたいと、これはこの件でとどめておきたいなと思います。

質問は、9ページで戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金でここへ上がっております。予算では904万円ですけれども、627万2,000円となっております。

マイナンバーカードの普及率は今どうなってるのかというのを教えてほしいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付率は、令和5年8月31日現在で、岬町の交付率が81.3%、全国の交付率が75.9%です。

坂原委員長 ほかの委員の方。谷地委員。

谷地委員 私から9ページ、2児童福祉費補助金の中で、子ども子育て支援交付金、学童保育運営等で、これに関連すると思われる分で、11ページの節3児童福祉費補助金、ここにも子ども子育て支援交付金、学童保育運営等となっているんですけども、これの使い道というか、使途を教えてくださいという部分と、あとは戻って、9ページの2児童福祉費補助金の中で、保育士等処遇改善臨時特例交付金、これについても、どういった使い道で使われたのかと、あとは保育士等の処遇改善というところに関わる交付金だと思うんですけども、保育士等の処遇改善というところで、どのように改善が図られたのかという部分について教えてください。

あと12ページ、一番下、1保健衛生費委託金の中の2番目、屋外広告物条例事務処理委託金、これも予算書にない項目なので、内容を教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、子ども子育て支援交付金ですが、こちらの事業は複数の事業が入っております、主に放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、虐待関係

の事業、支援センターの事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等が入っております。

続きまして、2件目の処遇改善の件ですけれども、こちらのほうは、令和4年2月から、民間特定教育保育施設における保育士等会計年度職員の処遇改善を収入を3%程度、月額9,000円程度引き上げるための措置となっております。

中身に関しましては、海星幼稚園、教円幼稚園、公立の保育所の保育士、看護師、また学童保育の指導員、看護師のほうになっております。

坂原委員長 続いて、もう一点の答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

屋外広告物条例事務処理委託金といたしまして、20万円を計上させていただいてますが、これにつきましては、屋外広告物の撤去を年2回行っておりまして、それに伴う処理の委託費でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 一番最初の質問の内容は理解できました。

2番目の質問なんですけれども、屋外広告物、撤去したのにかかる費用に使ったということなんですけど、具体的にどこの屋外広告物を撤去されたということですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 この屋外広告物といいますのは、岬町内の電柱とかフェンスとかに張り紙で違法な広告物があります。その撤去を年2回行っております。その委託料金になります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、町内にある違法な広告物を撤去する費用に充当するものというお話なんですけど、ということは、これは毎年実施しているということですか。予算書になかったんで、これは何年かに一度だけやっているものということですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

違法な広告物があった年度につきましては撤去をさせていただいております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、ということは、毎年というわけではなくて、何年かに一度とか、そ

ういった広告物が、今年は撤去しないといけないというタイミングでされるという。今回は当初予算には計上しなかったけども、そういったことが必要だという判断で実施されたと認識しました。

続いて何点か、13ページの節1の雑入で、ペットボトルの売払代金、212万5,000円となっていますけれども、これが令和3年度の決算書でいうと、大体53万6,000円で、令和2年度だと96万9,000円で、令和4年度が多いなという気がしているんですけども、これは単純にペットボトルの資源ごみ回収の量が増えたためなのか、それとも買取り価格の増加等々があったのかという状況を教えていただきたい。

最後に14ページの23町債の節1清掃費、ここで当初予算だごみ処理施設整備事業債（過疎対策）で、これはソフトで940万円が計上されていたかと思うんですけども、今回、決算書には見当たらないんですけども、これはどういった状況になったのかを説明をお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

ペットボトルの売払い代金の増加につきましては、収集量の増加及び売払い代金の価格の上昇によるものと考えております。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 先ほどの町債のご質問について、財政のほうからご答弁させていただきます。

当初予算では、ごみ処理施設のソフト事業ということで、940万円を計上させていただきました。

過疎対策事業債のうち、ソフト事業分というのは特別な地方債でございます。通常は建設事業債といいまして、施設の整備であったり、道路の改修であったり、そういった建設事業に充当するのが一般的な起債なんですけれども、過疎対策のソフト部分については、地方財政法第5条の特例ということで、例外的な形で措置をしているものでございます。

本町は過疎地域であることから、一定ソフト事業についての起債というものが認められるわけなんですけれども、財政力等によりますが、最低限3,500万円は必ず保証されるといった起債でございます。当初予算を編成する際に、前年度

の決算をベースに、その中でごみ処理施設のソフト事業分として940万円を計上していたという経緯がありました。最終的には、ソフト事業分全体で4,500万円認めていただいたことから、この資料の14ページにございますとおり、コミュニティバスについては、3,500万円と、子ども医療助成事業については、1,000万円ということで、最低限3,500万円から1,000万円上積みをして、4,500万円のソフト事業として起債を認められたものでございます。

今回、岬町で計画している市町村計画に位置づけされていることを前提に、さらに岬町については子育て支援に力を入れているといくことで、より前向きな事業に充当していきたいというようなこともございました。したがって、一旦ごみ処理施設のソフト事業分については減額をさせていただいて、新たに、子ども医療の助成事業について補正予算化を計上させていただいたという経緯がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 詳しい説明ありがとうございます。今説明があつたのは、この過疎対策の特例債、ソフト事業は大体3,500万円をベースとしてもらえるけれども、今年は4,500万円もらえそうだからというところで、そこで子ども医療助成事業のほうに、ごみ処理じゃなくて、そっちのほうに切り替えたという説明だつたと思うんです。

ちょっとお聞きしたいのが、子ども医療費助成に切り替えて、そこは別に全然構わないと思うんです。子育て支援というところも取り組んでいらっしゃるというところで、前向きな形で使われているところで、当初、このごみ処理施設のソフト事業という形で計上したということは、何かに使おうとしたということだと思つていて、それが何に使う予定だつたのかというのを回答いただけるようであればお願ひします。

以前、私の一般質問でごみ処理基本計画、これの見直しというところをやらなければいけないという話をさせてもらったときに、いろんな計画を作らなきゃいけないというところがあつて、それは本当は令和5年度とかに実施する予定だつたのが先送りになつたという経緯もあるので、いろいろ影響してくるという事も考へなければいけないというところもあるので、もともとは何をやる予定だつたの

かについて、お願いします。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 充当先のお話だと思うんですけども、予算書の中のごみ処理施設の運営委託料といった予算がございます。夜間分と土曜分という形でございますけれども、予算額ベースでいきますと2,689万5,000円といった予算がございます。その事業に充当する予定でございました。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 了解です。そこはもう過疎対策の特例債は使わずに、普通に一般会計の中から充当したという形。分かりました。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 2点ほど伺いたいします。14ページ、上から5つ目のひとり親医療費返還金25万2,954円に対して、未済額が24万5,954円という件と、もう一点、節1貸付金元利収入、同和更生資金償還金、これが調停額のまま未済に上がってるということになっておりますが、この内容についてお分かりでしたら教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

ひとり親医療返還金につきましては、平成30年度に離婚届が出され、児童扶養手当及びひとり親医療対象者となっておりますが、その離婚が無効になったことによって返還金が発生したものです。

一月当たり3,500円の分納誓約を結び、納めていただいているところでございます。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 私のほうからは、同和更生資金の内容ということでお答えさせていただきます。

委員からご質疑ありました同和更生資金につきましては、大阪府と府内市町村が実施主体となりまして、昭和39年に制度を設計されたと聞いております。当時、いわゆる同和地区の世帯に対しまして、必要な資金の貸付けを行い、経済的な自立と生活意欲の助長、促進を図ることを目的とするということで、一世帯30万円以内という形で貸付けを行っていた事業でございまして、財源としまして

は、大阪府が3分の2、岬町が3分の1という財源で貸付けを行っていた事業で
ございます。

こちらにつきましては、平成5年度まで貸付けを実施しておりましたが、それ
以降は貸付けを停止しているという状況でございまして、それ以降につきましては
償還のみという事業になっております。

なかなかこれ償還に至ってないという状況ですけども、こちらのほうは平成2
5年、26年当時に、平成6年以降償還を行っていたんですけども、その債務が
なかなか整理ができないということで、大阪府も整理するというので、一旦整
理をさせていただいたんですが、まだその当時に整理し切れなかったものが数件
残っておりまして、現在残っております債権が8件で158万3,930円ござ
いまして、こちらにつきましては、町として調査を何とかしたところ、返済が
かなり難しいというところで、8件のうち2件につきましては、債務者も所在が不
明であったり、追跡ができないという状況であったり、保証人もいらっしゃるん
ですが、保証人につきましても、こちらにつきましてはもう既に時効が成立して
おる債権になりますので、時効の援用を主張されたりということで、回収が困難
ということで、残り6件につきましても同様に、回収が非常に困難な債権となり
まして、予算には、収入予定がないので上がってないんですけども、債務として
残っておりますので調定額として挙げさせていただいて、収入としてはないとい
う状況で、こちらにつきましては回収が困難な債権という形で考えております。

いつまでもこのまま置いておくわけにはいかないと、町としても考えていま
すので、債権の整理はさせていただきたいと考えてるんですが。何分、こちらの貸
付金、財源の3分の2が大阪府ということでございます。大阪府と町と足並みを
そろえて債権整理が必要だと考えておりますが、大阪府は、先ほど申し上げまし
た平成25、26年に一度債権整理を行っておるんですが、それ以降につきまし
ては、大阪府が明確な整理の時期というのを示してくれないと、大阪府に確認
したところ、こちらについては、まだすぐには行わないということで、担当も回
答を待っていただいているところで、町としましてはすぐにも債権の整理をさ
せていただきたいと考えているんですが、大阪府との足並みをそろえるという都
合上、こういった形で残っているという状況でございます。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 俗に言う、不良債権かなという形では思っていたんですけども。なるべく早く処理されることを要望いたします。

坂原委員長 ほかの委員の方、質問ございませんか。谷地委員。

谷地委員 1個ちょっと聞き忘れたことがあったので教えていただきたいです。

10ページの節1 戸籍住民基本台帳費委託金、これの中長期在留者住居地届出等事務委託金、これの内容と、あとはこれ当初予算30万円だったところが、202万円と大幅に増額してるので、その増額している理由というところを教えてください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員の質問にお答えします。

中長期在留者住居地届出等事務委託金ですが、外国人の方の転入・転出や特別永住者の証明書の交付事務などの人件費及び物件費に対する委託金となっております。

増額している原因としましては、新型コロナ対策の渡航制限の緩和により、外国人技能実習生の入国が増加しました。令和3年は、新規上陸後の住居地の届出が15件でしたが、令和4年では2,554件と増加したため、委託金が増加しております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 内容については、恐らくそういったところかなと思って、令和3年、令和4年度の数の大きな違いがかなり驚きだったので。ということは多分、翌年、今年度以降も恐らく同じような金額が予想されるということかと思うので、了解しました。

坂原委員長 ほか、委員、ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料7ページの真ん中より少し下辺りで、備考の欄にコミュニティバス運賃という項目がありまして、これは2021年度決算と比較しますと、少し伸びがあるなというふうに思っているんですが、利用者の増加が見られるということなのか、お聞きしたい。

それから利用者数の一覧表等をまとめておられると思うので、それをこの場で資料請求したいと思うんですが、応じていただけるかお聞きしたいと思います。それが1点目です。

それから、委員会資料9ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金のことで、ここで取り上げたいと思います。さっき私は一般会計のところで考え方については申し上げましたし、谷地委員からも質問があったところです。

これは同じ状況にあるというか、同じように資格を持って、同じように働いておられる方への手当ができてないやんかということ、私は先ほど一般会計の補正予算のときでしたか、申し上げました。それで、ここへの手だてを何か考えていくということとはできないのかと、となると、町独自ということになるんですけど、その辺はいかがかなということをお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員ご推察のとおり、令和3年度から令和4年度につきましては、コロナ禍の緩和等によるより乗降客の増加が顕著にございました。

資料提供につきましては、この委員会が終わりましたら、乗降客等の資料をご提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

坂原委員長 もう一点ございましたね。

廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

保育士の処遇改善につきましては、国の制度にのっとって、補助金のつく勤務場所のみ補助金を出してきたというところがございます。

それで今現在、補助金自身がついてない職場というのが療育関係の支援センターの保育士さん等になると思うんですけども、もともとの処遇の制度ですが、うちでも制度に乗っていくときに、近隣の市町村を調べたときに、補助対象外の保育士さん等は一応対象外として、時給を上げないという形ではあったんですけども、あれから年月もたっていると思いますので、また近隣の市町村の処遇の状況を見て、来年度予算以降、時給に関しては全体的なバランスも含めて、財政担当部署と検討していきたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 2点目は、なるかならんか分かりませんが、前向きな答弁だったというふうには、私は受け止めています。

もう一点質問なんですけど、委員会資料13ページのペットボトルの売払い代

金のことで確認をさせていただきたいなと思っています。先ほど谷地委員の質問に対する答弁で、収集量が増えたということと、売払い代金が増えたというふうにおっしゃったのかなと、ちょっと聞き違いだったら訂正させていただきたいんですが、売払い代金が増えたというのは、その要因の一つに引き取る時の単価が上がったということも要因としてあるのかどうか確認をさせてください。

坂原委員長 答弁をお願いします。

辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ペットボトルの売払い代金ですが、事業者に引き渡す量ですが、令和4年度が2万5,330キログラムございました。令和3年度が2万4,050キログラム、ちょっと増えたというところです。

また、引き取り価格が上がったということで、収入料金も上がっているということになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 単価のことを聞いたのは、2021年度の決算のときに委員会で、引き取り単価が下がった、2021年度決算のときは売払い代金はすごく減っていたんです。それで、今回増えているわけなんです。なので、単価が上がったのかなと思ったんですけど、売払い代金の計算の方法が特殊な何かあるのか、ここまでの量だったら何ぼとか、さっきの収集量が増えたという以上に収入が増えているような気がするんだけど、何か計算方法にマジックでもあるのでしょうか。私には分からない。何かこういうのって量に応じて、量が減ったらもらえるお金も減る、量が増えたら増えるという単純な要素と、それから売れるときに素材による単価というものが影響してるのかなと思って、私は単価が関係してるのと聞いているんですけど、それはあんまり関係ないんですか。増えた要素の中に。

これあまり大した質問じゃないんだけど、個人的な興味、関心でお聞きしているので、また後でもいいんです。今日じゃなくても、どういう理屈かなって思っ
て、売払い代金、要は町に入ってきたお金が結構増えてるなと思って。

坂原委員長 ただいまの質問に答弁できますか。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、引き渡しの量が増えたということもございますが、引き取りの単価が、令和3年度はトン当たり2万5,250円、令和4年につきましては、1トン当

たり9万9,000円と大幅に上がっております。

その状況につきましては、どういった状況で上がっているかというのがちょっとこちらでは把握できてないですが、そういったことに伴って収入額が増えたということでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 何かの要素があって、引き取り単価が上がったと。納得です。2021年度決算の4倍ぐらいになってますから。なるほど、ペットボトルを回収すること、それを基にした製品化等で需要があるということなのかなというふうに思って理解いたしました。教えていただいてありがとうございます。

坂原委員長 ほかの委員の方、質疑ございませんか。

なければ、副委員長ございますか。ないですか。

では、質疑なしと認めます。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 では、再開は午後1時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

坂原委員長 午前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配布しております本委員会所管内訳表を併せてご参照ください。

まず、総務費の審査に入ります。

決算書80ページから83ページの目6交通安全対策事業費、94ページから97ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 一つお伺いいたします。95ページの節12委託料、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、これ同じような名前でシステム補修委託料というのが載

っているんですけども、このシステム改修委託料というのが、予算書のほうに出てきていなかったの、これはたしか補正予算で上げられてたのかなと思うんですけども、再度で申し訳ないんですけど、内容をお聞かせください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 瀧見委員の質問にお答えします。

住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料ですが、デジタル手続法による住民基本台帳法の改正、戸籍法の一部を改正する法律に基づき、これらに対応するシステムの構築を進めております。

構築に際して、住基ネットサーバーの必要となるメモリー数が増えることから、メモリーを8GBから12GBへ増設しました。

もともと令和5年度予算対応を予定しておりましたが、メーカーから増設メモリーが不足の状況であると連絡があったことから、早急に対応する必要がありまして、予算流用に対応しました。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 システムは、順調に問題なく動いてるのでしょうか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 はい、問題なく動いております。

瀧見委員 了解しました。

坂原委員長 ほかの委員の方、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 幾つかありますが、今の住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料ですが、瀧見委員からは、予算書に見受けられなかったとおっしゃってたような、さっきおっしゃいましたか。これ予算書に載ってました。それで私も、金額が予定してたより大きくなって。予算書では209万3,000円やったんです。見間違いだったらごめんなさい。指摘してください。

保守のほうのことでしたか、これは失礼しました。

今、言ってる、ネットワークシステム改修委託料のことで、ではさっきの説明は、保守委託料の説明なんですね、バイト数を増やしたというのはそういうことですか。もう一回聞いておきたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員の質問にお答えします。

先ほど回答させていただきましたのは、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料のほうになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 その予算と執行状況について聞きます。私、見間違いかもしれないんですけど、予算で209万3,000円とついていて、執行としては30万6,900円と、ちょっと乖離があるので、その説明をいただきたいなというふうに思っております。

それと、今の備考の項目の2つ上のところで、戸籍電算化システム改修委託料とありますけれども、これは予算のときにお聞きしたか、戸籍の謄抄本が本籍地以外でも発行できるようにするものだと説明をされていたんじゃないかと思うんですけど、私は本籍地が岬町じゃないんですよ。今、私、岬町で取れるようになるんですか。うん、うんと言ってくださるから2個目はいいです。

選挙のときに、すごい助かります。いや2個目のことはもういいです。これはもう個人的な興味で、聞かせてもらいましたが、1点目の理由についてお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料につきましては、システムのメモリを増設する必要があったため、メモリの増設費用になっております。

それに対しまして、住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料209万3,000円につきましては、これは毎年計上させていただいております。住基ネットシステムのバージョンアップやアプリケーションプログラムの更新、不具合対応に関する年間保守であります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 内容についてご説明ありがとうございます。

この住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料ですが、2022年度、令和4年度の予算は幾らでしたか。私、ここの乖離のことをお聞きしたんですけど、お願いできますか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料は、予算では計上していなかったんですけども、また改修については令和5年度の対応を予定してたんですが、メーカーから増設メモリ不足の状況であると連絡があったことから、予算流用に対応したため、決算書のみ上がってきている状況です。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 きっと私の項目の見間違いだと思います。了解いたしました。

もうちょっと別のところで質問していいですか。

決算書の83ページですが、決算書の83ページの一番上の項目で、ここは交通安全対策費で、防犯カメラデータの情報提供手数料が計上されております。

お尋ねしたいのは、1万4,300円というのは、提供した件数としては何件になるのかということと、それから、岬町内には防犯カメラは何台も設置されていて、各駅の駐輪場には合計9台かと思います。違ってたらご指摘ください。それ以外に、自治区の要望により設置された防犯カメラなんかもありますけれど、このデータの提供、これは警察から求められるというのが基本なのかと思ってるんですけど、要求があれば、全ての防犯カメラデータについて、応じられる環境が整っていれば応じるということになるのでしょうか。提供する場合の対象ですね。駅の駐輪場だけなのかなって思ってたんですけど、ふと考えたらそれ以外にも防犯カメラが設置されておりますので、そこについても駅の駐輪場と同じような扱いになるのかということをお聞きしたいということと、それから、自治区要望等により設置されている防犯カメラは、これはここで聞いていいやつ。

坂原委員長 要望の分はここじゃないです。危機管理になりますかね。駐輪場の件はここでいいですね。

中原委員 分かりました。ありがとうございます。

後半は明日聞くことにして、なら件数だけ。各駐輪場には9台ということで間違いないかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラデータの情報提供につきましては、泉南警察所から要望がありました件が1件でございます。

防犯カメラの台数ですが、中原委員おっしゃるとおり、全9台、多奈川駅1台、深日町駅1台、みさき公園駅のセブンイレブン側が2台、あいクリニック側が2台、淡輪駅の難波側が2台、和歌山側1台の合計9台となっております。

坂原委員長 ほかの委員の方。松尾委員。

松尾委員 その一つ下の防犯カメラ設置点検委託料とありますが、7万400円です。これは点検は年に何回行われているのかということと、あと、先ほども話がありました、95ページの住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料、これ私、前年度に聞きましたが、不具合が起きた件数、またそれに対応された件数を、令和4年度でいいのでお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

点検につきましては、全9台を点検させていただいています。

回数については、年1回を全て1台ずつに点検していただいている状態です。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

住基ネット等関係の不具合は、令和4年度で3回程度ありました。また、この保守委託料については、不具合の対応のみではなく、端末サーバーの操作方法やジェイリスからの通知に対しての対応方法など、業者のほうに月10回程度相談をして回答をいただいている保守料になります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 前年度かな、聞かせていただいたときは、あまり不具合等でやり取りをしていなかったという回答があったと思うんですけど、今回は多かつたのかなと思います。それまでにひよっとしたらバージョンアップとか、細かい対応というのがあったのかもしれないけれども、不具合でアクセスして、何か対応してもらったのが1件ぐらいあったと認識してたので、そのときに、今回こういう住基ネットワークシステムの保守、要はいろんなシステムがある中で、保守点検とか保守委託料というのが、どんどんかさばっていくという指摘はさせてもらってたんです。それについて、例えば不具合が起きたときが何件あったから、今年はこれだけですよという、その1件当たりいくらとか、そういうことで、ちょっとでも保守委託料というのを抑えられるものであればいいのになということでは言わせていただ

いたと思うんです。

でも、今回は3回あって、それ以外にバージョンアップとか、いろんな対策いただいているということで、それなりの金額するのかなと私は思うので、これはこれでいいかなと思います。

ただでも、今後も住基の話だったりとか、いろんなシステムの高騰、保守点検の委託料とかは絶対に高騰してくるので、そのあたり、ぜひまたご検討いただけたらなと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私からは一点、97ページの節12委託料、これの住民情報システム改修委託料、これも当初予算にない項目かと思うんですけれども、これの内容を教えてください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 住民情報システム改修委託料につきましては、内容としましては、令和5年2月6日から、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転入・転出手続の時間短縮化を図るための住基システム改修を行いました。その費用になります。

坂原委員長 いいですか。ほかの委員の方。中原委員。

中原委員 マイナンバーカードの発行事務についてお尋ねしたいと思います。

マイナンバーカードでいろんな不具合が報道されたりしておりますけれど、事前にいただいていた主要施策成果説明書に、個人番号交付事業ということで、マイナンバーカードに関わって交付申請に必要な顔写真の撮影とオンライン申請ができるタブレット端末を導入したと書かれておまして、ここの予算執行に関わるかなと思ってお尋ねいたします。

写真撮影等で、現場で困ったことと言ったらなんですけれど、背景の問題だとか、これは役場で撮るから背景の問題はないかなと思うんですけど、困難なところがあったらなんですけど、事務をされていて不都合なこと、困ったこと、そういったことは起こらなかったかということをお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員の質問にお答えします。

背景につきましては、つい立ての前に座っていただいて撮っているので特に問題は無いんですけども、小さい子どもさんとか、赤ちゃんが泣いてしまったりして、ちょっとお時間がかかったというケースはありましたけれども、子どもさんにつきましても、お母さんにだっこしていただいたりして何とか撮影させていただいている状況です。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 現場でいろいろ工夫しながら事務を進めておられるということだろうというふうに思います。

この写真については、例えば車椅子に乗っておられる方なんかで、ヘッドレストが写ってたらあかんとか、いろんな条件というか、不具合があったようなんですけど、国のほうからも柔軟に対応するよという通知が出されて、柔軟に対応していただいているようなので、作りたい方については、引き続きそのようにしていただきたいなと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 副委員長、ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の106ページから139ページをご覧ください。

ただし、118ページから121ページの目9文化センター費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 109ページの節18負担金補助及び交付金の部分ですが、当初予算だと更生保護女性会補助金56万円、これが計上されていたと思うのですが、5万6,000円。この更生保護女性会は、令和4年の4月8日付で創立50周年をもって解散された団体さんではありますけれども、この補助金が交付されていないのは、これは活動の実態がなかったということによるものなのかというところの確認をさせていただきたいというのと、113ページ、18の負担金補助及び交付金、

これの老人憩いの家運営補助金20万6,000円、これは当初予算にないものですが、これの内容を教えてください。

それと125ページの節18負担金補助金及び交付金のひとり親家庭生活支援事業補助金についてですが、全体として不用額というところが若干出てるんですけども、このひとり親家庭生活支援事業に関しては、これはきちんと対象者に対して全員に支援が実施されたのかということと、あとここの中に、当初予算では児童発達支援運営費補助金という項目があったかと思うんですけども、これがなくなっているというところを説明をお願いします。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 谷地委員のご質問にお答えいたします。

1点目の更生保護女性会補助金のご回答させていただきます。

当初予算で5万6,000円の予算を計上いたしておりますが、決算ではゼロとなっております。

こちらにつきましては、こちらの更生保護女性会の団体が令和4年4月をもって解散をされましたので、補助金を支出していないという状況でございます。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 谷地委員の御質問にお答えさせていただきます。

老人憩いの家運営補助金についてご質問頂戴しておりました。当初予算には計上しておりませんでしたけれども、予算を流用して補助金を支出したところです。

経緯を簡単にご説明させていただきたいと存じます。

老人憩いの家につきましては、老人の福祉の増進を図るために、町内に12か所を設置しておるところでございます。

運営につきましては、地区長生会並びに自治区に運営をお願いしているところですが、昨今の長生会の会員の利用が少なくなったりでありますとか、そういったことで維持管理にかかる光熱費について、町のほうで支出してほしいというような要望を受けてございました。当初、令和5年度から予算計上して、長生会が運営管理している老人憩いの家については、光熱水費を町で直接支払うように予定しておりましたけれども、長生会の財政が切迫しているとのことでご相談を受けておりましたので、急遽、令和4年中に予算を流用して対応したところでございます。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ひとり親家庭生活支援事業補助金ですが、こちらは地方創生の交付金を活用して、町独自の補助金となっております。

対象者は187名となっております、全ての方に支給済みでございます。

続きまして、児童発達支援運営補助金ですが、こちらは自閉症のお子さんが通う運営補助金となっております、令和4年度に関しましては、対象者がございませんでしたので、決算書には出ておりません。

坂原委員長 ほかにございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 2点ほど伺いたします。129ページ、節17備品購入費、庁用器具費が、予算書で見ますと、予算書101ページ、節17で、庁用器具費87万4,000円に対して、264万3,000円と、約3倍に突出されてた理由を教えてくださいというのが一つ目。

もう一点が、137ページ、節14工事請負費、子育て支援センター改修工事、これ予算書に載ってないのに上がってしまして、補正予算で上げておられたらごめんなさい。もう一度ご説明をお願いいたします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、庁用器具費ですが、こちらは、令和4年度に子ども活動支援補助金100万円いただいた分と、寄附100万円いただいたうちの75万円分がございまして、当初予算よりも増額となっております。

続きまして、子育て支援センターの改修工事ですが、こちらのほうは支援センターのお遊戯室で雨漏りが生じまして、流用対応で工事をさせていただいております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 了解しました。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私からは、133ページです。そこの節17備品購入費の子育て支援課の庁用器具費というところで、予算書では115万円となってるんですが、決算でいくと40万6,450円です。この内容と、なぜそうなってるのか教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの分も、町民さんから寄附をいただきまして、25万円分を補正予算で
組みせていただきましたので、当初予算よりは増額となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

具体的に、もう少し内容を教えてもらっていいですか。用途とといいますか、使
い道とといいますか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

購入したものといたしましては、療育に必要な平均台やCDラジオデッキ、あ
とスポーツマット等になります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それでは、そこは結構です。

同じページで続きまして、放課後児童健全育成費で、1報酬、節の報酬です。
その中の町長公室担当の会計年度任用職員報酬が上がっております。これは何人
分でしょうか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

報酬費の内訳ですが、指導員が18名、バスの運転手が1名、看護師が1名と
なっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 指導者18名ということですが、これで現場は十分かなというふうに考えてい
るかどうか。もしくは、今後増やすつもりはないかというのを教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年の時点では、淡輪学童には常に8名の指導員を配置しており、深日学
童には3名の指導員を配置している状態でした。

現在は、利用人数が多いため、令和5年度に関しましては、淡輪学童で9名の
配置、深日学童においては3名の配置です。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 今後も需要が増えていくであろうと思いますので、手厚くやっていただけたらなど、これは要望しておきます。

続きまして、125ページと、113ページに関わるんですけど、今年度の決算から、125ページであれば、節11 役務費で公金取扱い手数料というのが上げられてるんです。113ページも役務費で同じように公金取扱い手数料が上げられているんですが、この理由というのと、あと今後もこれが続いていくのかどうかというのを教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に113ページの公金取扱い手数料ですが、こちらは先ほど説明させていただいたひとり親の補助金、町独自の分の公金取扱い料になりますので、単年度だけということです。

大変失礼ですが、すみません、もう一度質問をお願いしてよろしいですか。

松尾委員 125ページの節11 役務費の中にも、同じように公金取扱い手数料というのがあるので、その理由と、今後もこれが発生するのかどうかというのを教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員の質問にお答えさせていただきます。

すみません、125ページの公金取扱い手数料に関しましては、ひとり親家庭生活支援事業費の補助金の振込み手数料となっています。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 松尾委員のご質問にお答えします。

113ページの節11 役務費、高齢福祉課所管の公金取扱い手数料についてご説明させていただきます。

昨年度、令和4年度に高齢者紙おむつ等購入補助金の事業を実施させていただきました。その際に、金融機関様にお支払いします所定の公金取扱い手数料で、全額この事業で使用しているものでございますので、単年度に限って生じるものでございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 129ページの節14工事請負費、淡輪保育所給食用リフト更新工事、これ当初予算では109万3,000円となっていたところが、144万円で増額されているので、その理由を説明いただきたいのと、137ページ、12委託料、当初予算だと短期入所生活援助、ショートステイ型事業委託料12万9,000円が計上されていたと思うんですけども、これがなくなっているの、その理由を教えてください。

あとは、同じページの18負担金補助及び交付金の部分で、一時預かり事業(幼稚園型補助金)、これが当初予算98万9,000円だったところが大幅に減額されているので、その理由の説明をお願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

最初のリフトの更新についてですが、当初予算要求した頃と比べ、コロナの影響で半導体の値上がりが激しく、流用対応をさせていただきました。

続きまして、短期入所のショートステイの分ですが、こちらも利用者がいませんでしたので、決算額がゼロとなっております。

続きまして、預かり保育の補助金ですが、こちらは預かり保育、海星幼稚園にお支払いしている分にはなるんですが、当初の見込みよりも経費がかかる分が少なかったなのでこの額となっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 説明ありがとうございます。全部理解できました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 決算書の113ページ、一番下の節18負担金補助及び交付金の中で、シルバー人材センター活動補助金についてお尋ねしたいと思います。

一般質問でも、谷崎委員からシルバー人材センターについて質問があったところです。いろんな人からいろんなことを尋ねられておりまして、この機会にお聞きしたいことがございます。

まず、これは活動補助金という名前で計上されているわけです。ということは、町は決まりに基づいて補助をしているのかということを考えて、岬町補助金等交付規則というのがあるんですけど、これに基づいて支出していると考えていいのか、その本会議のときに谷崎委員の質問に対して答弁があって、何か法律に

基づいて払ってるというような感じの、もっとちゃんとした言葉でおっしゃって
ましたけど、そういうことをお聞きしたように思ってるんですけど、この支出の
根拠となるものは何なのか、あと金額はどうやって決まるのか、そのあたりにつ
いて教えていただきたい。

それから、シルバー人材センターの会員数について、この機会にお聞きしてお
きたいと思います。現在数で構いませんので、正会員、特別会員、賛助会員、こ
の3種類をそれぞれお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、シルバー補助金のことについてのご質問いただきました。ご指摘のとおり
、本町からシルバー人材センターに活動補助金として支出しているときの根拠
ですけれども、岬町の補助金等交付規則及び岬町シルバー人材センター活動補助
金交付要綱がございまして、そちらに基づきまして執行しているところでござい
ます。

また、国のほうからも補助金がシルバー人材センターには交付されておしまし
て、国のほうは高年齢者就業機会確保事業金等補助金（シルバー人材センター事
業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）として
交付されておりますけれども、そこに、シルバー補助金は地方公共団体が応分の
補助を行うことを前提に、国庫補助対象経費の2分の1を交付するとございま
す。地方公共団体の補助対象経費に係る補助金の総額が、国が予定する補助金限度額
の総額に達しない場合は、国の補助金限度額にかかわらず、地方公共団体補助金
を上限にシルバー活動補助金に交付するというような規定がございまして。

続きまして、補助金の交付の根拠についてでございますけれども、算定基準と
しまして、国が定めておりますシルバー補助金の運営補助金とサポート事業と加
算金というのがございまして、それに基づきまして算出しているところでござ
います。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 一般質問におきまして、法律に基づいてという答弁について、シ
ルバー人材センター事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、
会員の方の希望に応じて臨時的かつ短期的なもの、また軽易な作業仕事の機会を

確保し、提供することを組織的に実施できる団体が、都道府県から指定を受けて業務するものという意味での、お話だったかのように思います。間違っていましたら申し訳ありません。

シルバー人材センター事業自体は、法律に基づいて団体が指定されて業務を行っているということでご理解をいただければと思います。

あと会員数についてですが、まず正会員につきましては、令和5年3月31日時点で154人の会員の方がおられます。あと特別会員につきましては3名、賛助会員は、なかったかと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 橋野課長の説明は難しかったです。ちょっと教えてほしいのは、一応、私も調べたんですけど、よく分からなかったから、今日聞くのがいいと思って率直にお聞きしています。

さっきの説明でいうと、その岬町が2022年度においては、983万9,000円のシルバー人材センター活動補助金を支出しているということで、それは地方公共団体の応分の補助ということが法律の定めにあって、ということは、国も同額を渡してるという意味でしょうか。そのようですので、分かりました。そのように理解いたします。

それで、先ほど支出の根拠となるものは何かということで、幾つかお答えいただきました。その一つに、岬町補助金等交付規則が挙げられていました。

もう一つ、そのシルバー人材センター活動補助金交付要綱でしたか、これ資料で写していただきたいんですけど、いただけますかということと、その町の補助金等交付規則に基づきますと、交付の申請があり、なおかつ実績報告をいただくということになっているようなんですけど、こういったものもきちんと毎年提出いただいた上で支出をしていると考えていいかどうか、お尋ねいたします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご要望及びご質問にお答えします。

まず一点目の資料要求ということで、本町が定めております岬町シルバー人材センター活動補助金交付要綱の資料要求がございましたので、所定の手続を経た上で資料提供をしたいと存じます。よろしく願いいたします。

ご質問の件ですけれども、ご指摘のとおり、岬町補助金交付規則に基づきまし

て、まず交付申請を頂戴します。こちらから添付資料等を求めまして、交付申請をいただきまして、交付決定をさせていただきます。当該年度事業が終了後、事業の実績報告をしていただきまして、岬町から補助金の確定通知をご通知させていただきますと、規則にのっとりした手続を求めているところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 資料の提供はよろしく願いいたします。

そして今、答弁の最後の言葉が、所定の手続を踏んでいると、それで最後に、求めておりますという言葉をおっしゃったんですが、求めて、それにきちんと応じてもらってるというふうに理解したらよろしいんですかね。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 出していただきたいということで要求した資料、例えば事業実績報告とか収支決算報告とか、そういったものを求めて提出いただいているところですので、特に不備不足はございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私、ちょっとこの問題は何かよく分からへんことがいっぱいあるわけなんです。それで、きちんと明らかにしなければならぬと思っています。

ただ、決算委員会なので、その中で聞けることは限りがあるのかもしれませんが、少しお尋ねしたいと思います。

岬町のシルバー人材センターの定款というのがインターネット上にありました。それでこれがいつ定められたものかがよく分からないので、もしかしたら、私が見つけたのから変更されているようなことがあるかもしれないんですが、その中で、監事、監督の「監」に、事柄の「事」と書くほう、監事の職務及び権限というのがあるんです。その中に、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実。もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告することと定められています。さらに、その報告をするため必要があったときは、理事長に理事会の招集を請求することというようなことで書かれているわけです。

それで、私、本当に事実がどうなってるのかというのが分からないので、ただ色々聞こえてくることでいいますと、それが本当だとしたら明らかな不正だろうというふうには思うんだけど、ただそれを確認する術は私には今ありませんので、

少なくともその不正の疑いというものは、この監事、これも資料を今日いただきまして、資料請求に基づいて提供していただきましてありがとうございます。役員名簿をいただきたいということでお願いしていたんですが、その中にきちんと監事もお二人おられまして、私の耳に入ってくるようなことが事実だとしたら、監事の耳にも入ってなかったんだらうかと、そういう疑わしきことが。もし耳に入っているんだとして、監事が総会及び理事会に報告するというようなことがあったのかどうか。渦中の人物は理事ですから、理事が怪しいときは、総会とか理事会に監事は報告せんとあかんという決まりがありますから。その辺りで監事からの何らかの動きがあったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、おっしゃいました監事の役割の部分について、そういった疑わしい部分についての報告は監事からは報告はいただいておりません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

そうしますと、この機会に合わせて、さらに資料の提供を求めたいんですが、総会にいろんな資料が提出されているはずですよ。事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書、財産目録、こういったものを定時総会に提出しなければならないというふうに定款に定められております。さらに、今申し上げたもの以外に、監査報告、それから役員の名簿、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類というものも、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び特別会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。誰が行っても見られる状態に、過去5年間については少なくともやっとなあかんよということが定款に定められているんです。これらの資料の写しをいただきたいと思うんですけど、それもお願ひできますか。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今おっしゃいましたように、シルバー人材センターには閲覧できる状態にあるかと思います。また、調べさせていただきたいのですが、公文書と

して保存文書にあるのであれば、提供させていただこうと思っておりますし、ただ、今、おっしゃった書類につきましては、総会の議案書の資料として、既に会員さんの手元にあると思いますので、提供はできると思います。何らかの形で提供させていただきます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。それと併せて、会議録も作らなあかんというふうに定款の中で定められておりますので、総会とか理事会の会議録も欲しいんだけど、それもご検討いただけますか。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 会議録につきまして、一度、シルバー人材センターに確認させていただきたいと思っております。

これまでの総会につきましては、全て会員の皆さんの賛同によって承認されているということで、改めてきっちりした会議録が残っているかどうかも含めて、確認をさせていただいて、またご用意させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。ぜひ、全面的な開示を求めたいと思っております。

またちょっと相談しましょう。過去に遡って資料が必要かという気もしますので、またいつからというのは、また個別にご相談差し上げたいなど。でも開示する方向で努力したいということをお聞きできましたので、よろしくお願ひいたします。

この件は、委員の皆さんのところにもいろいろ耳に入ってきてるのかなと思うんですけど、事実がどうだったのかについては明らかにするべきだなというふうには思っています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私からは、137ページの節18負担金補助金及び交付金についての、その中の施設型給付費というのと、私立幼稚園と給食給付費というのがあります。いずれも予算よりも決算が減額になっております。その理由を教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

施設型給付費におきましては、公定価格が変動することにより、予算要求で1.1割増しぐらいに要求をさせていただいております。公定価格というものは、保育児童1名に対して幾らかかるかというものでして、いろんな加算とかが重なってきたり、あとはまた制度改正によって金額が異なってきますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

続きまして、私立幼稚園の給食費というところですが、こちらのほうも、年収が360万円未満相当の方に関しましては、施設型給付費のほうで支給しております。そちらの対象にならない児童に関しましては、補助としまして、こちら岬町の方から出しておりますので、その辺の分も所得の状況が分かりませんので、少し過大に見積もっているところがございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 児童数についてはどうですか。その辺の影響というのはいかがですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 当初予算要求の際には、児童数、特に満3歳児がどれだけ入ってくるかということが予想ができないので、少し多めに見積もっておりますが、令和4年度と令和5年度の当初の人数においては2名ぐらいの差かなというところです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 この件はよく分かりました。

もう何点かありまして、次は111ページの節19扶助費ですけど、上から3つ目、障害者就労移行支援給付費と、一番下、就労定着支援給付費があります。これも毎年聞いてるんですが、就労移行の就労がかなったという件数があれば教えていただきたいのと、同じく、定着支援についても、成果はいかがかというのをお聞きしたいなと思います。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の就労移行支援給付費の人数といえますか、成果というところがございますが、決算額でいいますと、昨年度よりも結構多くなっておりまして、ほぼ倍増近くになっている決算になっているんですけども、こちらの人数といたしましては、6名の方が就労支援移行ということで、こちらの支援をさせていただける状況で、昨年度は1名だけだったというところで、人数は増えているのかなと

いう状況でございます。

もう一点の、就労定着支援のほうでございますが、就労定着支援につきましても、昨年度、かなり少ない利用だったのが、本年度は2名の方、2件ございまして、金額としまして、昨年度4万5,000円だったものが、今年は23万6,000円ということで、金額的にもかなり増えておりますので、就労に向けての支援はかなり増えてるのかなという状況でございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの就労移行支援は利用されたのが6名ですかね。そのうち就労に成功した、なられた方というのはお聞きできますか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 すみません、利用された方は把握はしてるんですけども、実際に就労された方につきましては、こちらのほうで把握しておりませんので、また後で、確認させていただけたらと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 利用者さんが増えている、その意欲があるという、そういうことかなと思います。町としても応援していただきたいなと思います。この件は結構です。

最後に、109ページの節12委託料の中の、地域福祉課の地域福祉計画策定業務委託料というので、107万5,000円上がっています。これは計画年度だからこういうふうになってるんだと思うんですが、これはどこのコンサル事業者に委託されたのかというのと、どこまでそれを手助けしてもらったのか、その業務内容ですか、詳しく教えてください。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

地域福祉計画策定業務委託料につきましては、地域福祉計画の策定を行うものでございますが、地域福祉計画につきましては、令和5年度末までの計画となっております。令和6年度以降の計画を策定するということで、令和4年度から令和5年度の2か年にかけて策定をしているところでございます。

こちら決算が上がっておりますのは、令和4年度の決算でございます。令和4年度と5年度の2か年の契約となっておりますので、金額的には約半分少しの額の計画となっております。

あとこちらの委託業者でございますが、株式会社ぎょうせいに委託しております。

業務の内容でございますが、こちらにつきましては、まず地域福祉計画を作成するに当たりまして、住民様のご意見というのを聞く必要がございますので、住民アンケートというのを昨年度実施させていただいております。そちらのほうを支援していただいたところと、こちらの本年度、令和5年度の事業になりますが、7月に2回、地域懇談会ということで、地域住民の皆様にお集まりいただきまして、様々な地域課題の意見をいただいたということと、8月にはその地域懇談会の子ども版ということで、子ども懇談会というのを一度開かせていただいて、小学生のご意見をいただいたということ、そういった事業の支援をしていただいているところでございます。

あとは、地域福祉計画を作成するに当たりまして、地域福祉の委員会がございまして、そちらの運営支援ということをしていただいているということと、あとアンケート、素案の作成の補助であったり、そういったところを業務委託しているところでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 もう何度かお願いというか、言わせていただいていることですが、もちろん大変ではあると思います。あると思いますが、何年かやってるコンサルさんに手助けしていただいたやり方というのは多分あると思うんです。できることは、できたら、自分たちの町は自分たちで作るという下で、計画も自分たちでやっていただきたいと、切に前からお願いしているところです。もちろん人数が足りないからと、なかなかする時間がないとか、手がないとかというところはあると思いますが、いつかは自分たちで作っていただきたいと思います。これは要望です。

坂原委員長 ほかの委員の方、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書のどこかがよく分からないやつがあったんです。主要施策成果説明書の中で、コミュニティソーシャルワーカー設置事業というのがありまして、コミュニティソーシャルワーカーの配置を行って、要援護者からの相談や必要なサービスを関係機関と調整を行うということで、351万4,000円の決算という資料ではいただいています。

私が、分からないというのは、この人たちのお金がどこに書いてあるのかが分からない。どこかまとまって入ってるのかなとか思って、ちょっとどこかよく分からないけど、金額も資料で示されておりますので、これはお二人のことかなというふうに思っていて、私、コミュニティソーシャルワーカーは、今、お二人、恐らく非正規で配置されてるというふうに思ってるんですけど、本当に大変な仕事ですよ。やはりこのコミュニティソーシャルワーカーは常勤で設置するべきだと思ってるんですけど、その点はいかががお聞きしたいというのが一つです。

それから、決算書の130、131ページにかけて、下のほうに簡易心身障害児通園事業費とあります。これはこぐま園で行っていただいている事業のことかと思っ拝見しております。

これもどこに何がというのがよく分からないんですけど、こぐま園の利用児童の給食負担金の無償化を実施することで、児童発達支援の充実を図ったと主要施策成果説明書に記載されておまして、決算額はこぐま園給食の材料費に係る支出決算額を記載ということで、10万3,000円と示されております。

これは金額は年間でそんなに重い負担というふうにも思わないものではありませんけれど、まさに温かみのある町政の具体化の一つではないのかなというふうに思っています。

この機会ですから、町長にしゃべってもらってもいいし、担当課にしゃべってもらってもいいんですけど、どうしてこういう細やかなことをなさったのか。この機会にぜひお聞きしたいなどに思っています。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 こぐま園の給食の無償化の経緯ですが、最初に保護者のほうから要望がございました。こぐま園に関しましては、保育所とはまたちょっと施設が異なっておりまして、保育料とかその辺の利用料とかも異なっているところはございますが、町長が、保育所と同じように、障がいを持った児童に関しましても無償にしたいという思いから実現いたしました。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 中原委員の一点目のご質問にお答えさせていただきます。

コミュニティソーシャルワーカーを配置している費用ですけども、どこに計上されているかと申しますと、107ページにございます社会福祉総務費の中の給

料、手当、共済費、こちらの中にコミュニティソーシャルワーカーの分も含まれているということでございます。

あと人数ですけれども、コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉課に配置しております1名と考えておりまして、ここは1名分の費用を載せております。

あとまた現在、非常勤のところを常勤でということでご質問あったかと思えますけれども、そちらにつきましては、財政、人事とも今後とも協議をさせていただきたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 こぐま園の給食費のことは、せっかく町長に花を持たせようと思ったのに。でもちゃんと担当課が、町長の思いからと言って、前向きに評価したいというふうに思います。

2点目のコミュニティソーシャルワーカーのことですが、1名分だったんですね。ちゃんと分かっていなくてすみません。非常勤でお一人ということですね。ぜひ常勤化をご検討いただきたいと思います。

ずっと1名でしたかということと、今いる1名は男性ですか、女性ですか。私が思ってる人と違うかも分かん。お願いします。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 そうですね、コミュニティソーシャルワーカーは以前からずっと1名であったと考えています。

今現在いらっしゃるコミュニティソーシャルワーカーは女性の方です。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員 ぜひ常勤の配置をというふうに要望しておきたいと思えます。

この範囲でもう少しお聞きしたいことがあります。資料請求は、後で紙でやります。

決算書の133ページ、子ども医療助成費についてお尋ねします。

岬町は非常に優秀で、18歳の年度末まで通院も入院も医療費助成を、今は本当によその自治体も随分ついてきたなんて言うのと怒られるけど、ですけど、本当に先陣を切ってと言ったら言い過ぎやけど、早い時期に対象年齢の引き上げを行ってきたなというふうに思っています。

次なるは、無料化ですよ、無料化。保護者が一回行ったら500円払わなあか

ん。一定の月内の上限もありますけど。やっぱりその無料化に、それこそ先陣を切っていただきたいなというふうに思ってるんですけど、これは無料化しようと思ったら、保護者の負担がいかほどかというのは計算、大体の試算なんかはされたことがおありでしょうか。おありならお聞きしたいなというふうに思います。

それと併せて、子ども医療費の助成事業なんかをやってるところに対して、国がペナルティーをかけてきてたというのがずっとありまして、それが6歳までだったかな、もうペナルティーなくしますわと、今度、いつの時期からか分かりませんが、将来的に18歳までもペナルティーをなくすという方向性が今、示されているわけです。だからそういうことを利用すると、無償化というのも実現性を帯びてくるのではないかなというふうに思ってるんですけど、担当課として、そのあたりについてお考えになっていることあればお聞きしたいなというふうに思います。お願いします。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず費用としましては、概算にはなりますが、800万円ほどかかるかなというところがございます。

金額というよりは、例えば今の状況ですと、500円支払っていただいて、その分を償還払いという形になりますので、また窓口に来ていただくとか、そういった面があるので、1万6,000件ぐらいのレセプトがございましたので、その辺の整備等がございますので、子育て支援課としましては、町村長会への要望を出させていただいて、町村長会から大阪府に、大阪府下全てが無料になるようにというところを要望しているところがございます。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

すみません、大変申し訳ないんですが、その辺のペナルティーの件ですが、子育て支援課のほうでは分かりかねるところがございます、申し訳ございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ペナルティーが関係するのは国保かな。

そういう市町村にとったら、もちろん特別会計やったらちょっとお財布が違いかもしれませんが、有利に働くのではないかなと思うような動きが国のほうで

もありますので、今お答えになった、大阪府下全てで無償化になるようにと、子どもの医療費が無償化になるようにという要望を上げていただいていると、それは結構だと思うんですけど、大阪府はなかなか渋ちんです。だから、やっぱりこれはボトムアップです、私が大事だと思ってるのは。地方が一番その地域に住んでる人たちの実態を知ってる、要望も掴んでる。だからそこに応えていくという力があるのは地方自治体なんです。ですので、この地域の子育て世帯の経済的負担を軽くすると、この物価高騰の折、支えていくということに踏み出していくには、やっぱり地方から変化を起こしていくことだと思っています。

この点では、国も本当にひどいと思うんです。ほんまは国がやらなあかんことだと私は思います。だけど、国にやれやれ言うててもやらへんのやったら、ならうちやるわと。それで、国にやらせる。うちはこんな頑張ってると言って、国もやらんかいと言って、国がやってお金返ってきたら、それでさらに地方は拡充すると。これをぜひやってほしいなと要望しておきたいと思います。

この範囲で残り一つあるんですけどいいでしょうか。

坂原委員長 どうぞ。

中原委員 決算書の134、135ページのところで、子育て支援センター費がございす。ここでお聞きしたいのは、予算ということに直接の関わりではないんですが、運用面のことでお尋ねしたいんです。それは、子育て支援センターの利用者の範囲のことなんです。決算なので、ちょっと逸脱したら道工委員に怒られるかもしれませんが、今年度から利用者の範囲を変えていますね。この点、ちょっとどういうお考えかお聞きしたいなと思っています。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍の前は、岬町に限らず、他市町村の方も利用していただいていたかなと思うんですが、コロナ禍に入りまして、人数制限と、一時は一般開放もやめていたときもあるかと思います。コロナが落ち着いてきて、第5類に入ろうとしたときに検討いたしましたが、以前、岬町民さんがほかの市の方に気を使って、利用しにくいというお話もあったところ、条例のほうでも、岬町の方に限る、また岬町の支援をしていただいている方に限るというふうになってますので、そのようにさせていただいているところではございますが、他市町村の方がお見えになっ

た際に、帰ってくださいとか、そういった対応はないようにはしております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 確かにおっしゃるように、岬町立子育て支援センター条例では、利用者の範囲の一つ目に、町内に居住する就学前児童及びその保護者と書かれています。

それで3つ目に、その他、町長が適当と認める者という、但し書きとありますが、そういうものもあります。

それで、昨年度までは、町内、町外問わず利用できていたわけですね。ちょっと違う。何かちょっと訂正があるようですので、先に答えてもらったほうがいいかな。

堤子育て支援課長 コロナ禍の前まではそのようにさせていただいておりました。

中原委員 分かりました。ということはコロナ禍の前といたら、私、今年度からだと思ってたけど、2020年度ぐらいからかな。そうでしたか。分かりました。正確に把握できてよかったです。私はてっきり今年度からだと思ってました。

いつからであろうと、私、よその市町村の人が利用しても構わへんのと違うかなというふうに思っているんです。今は5類になって、5類になったって今また増えてきてるから、安心できる状態ではないけれど、よその市の人にもぜひ利用してもらって、岬町の良さを知ってもらう。そのことがもしかしたら、町内への移住とか、そんなことにもなるんじゃないのかなとか期待したりもしてるんですけど、その運用は変えないおつもりですか。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

運用の仕方ですけども、先ほどお伝えさせていただいたとおり、本来の岬町の住民の方がちょっと利用しにくいとか、そういったふうにはならないのであれば可能なかなと思うんですが、その辺の線引きが非常に難しいところではあるのかなと思います。

ですので、また今後検討はさせていただきたいと思うんですが、なかなか難しいところはあるかなとは思っています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私もそれはそう思います。岬町の建物なんだから、第一に使っていただきたいのは岬町の方々です。おっしゃるように、岬町の方たちが遠慮するというか、利

用しにくいというような状況があるのであれば、それは改善されるべきだというふうに思いますし、それは実際の現場の運用で解決できるんじゃないかなと、私は思っていますので、ぜひそこは狭く、狭くしないで、いろんな方に利用していただけるように考えていくべきじゃないかと思うという意見を申し上げておきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。奥野副委員長。

奥野副委員長 決算書113ページの18負担金補助及び交付金の中で、高齢福祉課の高齢者紙おむつ等購入補助金という項がございますが、この等というのはオムツ以外の何があるのかなというのと、それで、それぞれどれだけの件数があるのか教えてください。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 奥野副委員長のご質問にお答えいたします。

高齢者紙おむつ等購入所補助金ということで、等についてはというご質問ですけれども、高齢者の、いわゆる衛生用品といたしまして、紙オムツに限らず、例えば、使い捨ての手袋でありますとか、そういったものに活用していただきたいということで、現金給付しております、事業のスキームとしましては、一人1万円を支給するような事業を、令和4年7月1日において岬町に住民票がある方で、かつ要介護3以上の方を対象に実施しておりました。

対象者は、こちらで389名いらっしゃって、その方全てに申請書を郵送させていただいたんですけれども、実際に支給の申請がございました方は、うち369名ということでございました。できるだけ多くの方に申請いただきたいという気持ちがありましたので、こちらから申請書を送った後に、しばらくたって申請なされない方には、申請の勧奨でもう一度郵送させていただいたところです。それでもなお申請に至らなかった方には個別でご連絡差し上げたところですが、結果、369名の方に支給をさせていただいたというところでございます。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 今、答弁いただいた中で、369人ということで、全ての方に1万円ずつということで369万円という数字ですね。

介護の認定度ですか、3以上でいいですかね。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 すみません、もう一度説明させていただきます。対象者の方が、389名、要介護3で、令和4年7月1日時点で岬町に在住の方で389名いらっしゃったんですけれども、うち実際に申請に至って支給できたのが369名でございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 15分間休憩としまして、午後2時40分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

(午後 2時25分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

坂原委員長 休憩前に続きまして、会議を開きます。

続いて、衛生費に入ります。

決算書138ページから159ページをご覧ください。ただし、141ページの目1保健衛生総務費の節18負担金補助及び交付金の一部、土木下水道課、及び147ページの目3環境衛生費の節18負担金補助及び交付金、土木下水道課に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。

先ほど民生費のところ、先ほどの松尾委員からご質問に少しお答えできなかったことにつきまして、データが分かりましたのでお答えさせていただきたいと思ひます。

障害者就労移行支援を利用された方が、実際就労につながったのが何人かというところではございましたが、確認しましたところ、2名の方が就労につながったというところで、一般就労ではなく、障害者枠での就労にはなりますが、2名の

方がつながっているというところでございます。

坂原委員長 はい、松尾委員、よろしいですか。

松尾委員 はい。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 一つお伺いいたします。147ページ、節14工事請負費、淡輪火葬場改修工事の金額187万9,900円が、当初予算書115ページの節14工事請負費淡輪火葬場改修工事費62万7,000円の約3倍になっている内容等をお聞かせください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

淡輪火葬場改修工事のご質問ですが、火葬場の改修工事につきましては、内容としていたしましては、淡輪火葬場の人体炉及び各動物炉の不具合の修繕修理でございます。

特に、火葬場が稼働してから年数もたっており、耐火等の材料、塗料等々が劣化してきたことから、台車の耐火材の打ち替えや、人体炉の制御盤の圧力変換の取換え工事等におきまして、改修費用がかさんだことによります増額になり、188万円の決算額となっております。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 現状の稼働状況はどうか、順調に稼働しているのでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 稼働状況におきましては、昨年度、修繕の箇所が正常に修繕されておりますので、順調に稼働しております。

瀧見委員 了解いたしました。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 私は141ページの節12委託料の中の、妊産婦一般健康診査委託料というのをお聞きしたいと思います。

予算と比べて半減してるのですが、この要因を教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えします。

予算から見て、決算が約半減近くということですが、当初予算を見積もるとき

に、妊産婦健診、妊婦健診、産婦検診ともに5か年ほどの実績を見て平均を取ってしてるんですが、令和4年につきましては60人分の妊婦健診の見込みのところを、ほぼ54人分ほどの受診です。

この妊産婦に関しては、一件当たりが11万6,840円がお一人の方が使う妊婦健診の全額になるんですが、やはり人数が少なくなりますと、不用額が大きく出るところになっております。

また、産婦健診につきましては、毎年60人分見込んでおるんですけども、受けていただいた方が、51人分という形になっておりますので、こちらも少し減っております。

こちらにつきましても、当初は例年の実績を見込むんですが、やはり妊娠等に係るところですので、やはりその年度毎、要因までは分かりませんが、やはり妊娠された方が少ない年度が出てきます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。こちらについては結構です。

続きまして、143ページの節12委託料、一番最後から2つ目の項目で、コールセンター業務委託料というのがあります。

こちらについては、予算よりも大幅に増えている決算額になってるんですが、この理由を教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 コールセンター業務委託料につきましては、当初予算が1,752万8,000円で、補正予算を組ませていただきまして、現計予算といたしましては、3,577万4,000円となっております。

こちらの増加につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種が延長、延長ということになったことで、コールセンターの委託料を増額していただいているところでございます。

その中から決算額といたしましては、3,189万3,180円となっております。主に岬町のコールセンターにつきましては、保健センターにおいてインハウス、私たちの建物の中にコールセンターを設置して、そちらに職員の方、チーフの方、またオペレーターの方を配置しております。

また、その配置の人数につきましても、ワクチンの接種の接種見込み数、予約

数の増減を予測いたしまして、その都度、オペレーターの方を増やしたり、少し減らしたりということで、調整をしながら進めてきたところになります。

ですので、当初予算と比べますと大幅に増額してるんですが、補正をさせていただいてるので、ご理解いただければと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 この件は理解いたしました。

そしたら続きまして、同じページの項目にあったんですが、予算書にあった件で、これは節18負担金補助及び交付金の中の項目に、予算書にはあったんですけど、食生活改善協議会補助金というのが、少額ですけどあったんです。これは執行されてなかったのかなと思うんですが、見る限り、やったらよかったんじゃないかなと思うんですけど、その理由は何でしょうか。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 食生活改善推進協議会補助金につきましては、過去には協議会の会員の方もいらっしやいまして、活動していた時期がございまして、ここ何年かは会員の方が高齢になったことで、会の活動が休止になり、保健センターではその協議会の推進委員の方を養成する講座をずっと行っております。

その中で、推進委員の方が集まりまして、協議会の活動が可能になれば、補助金を出して活動を支援したいところですが、まだそこまでに至っておりませんので、予算としては計上させていただいてるんですが、実際に執行がなかったので決算書に上がっていない状況になります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。その件も了解しました。

同じように、不用額で上がってる、今度は145ページの節14工事請負費というのがありまして、予算では保健センター改修工事の予算が計上されていたと思うんですが、これについては、理由というかお聞かせください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの工事費につきましては、先ほどお答えいたしました岬町保健センター内にありますコールセンターが解散になって撤去する場合に必要な工事費として概算で計上させていただいてますが、ご存じのとおり、新型コロナワクチン接種

事業につきましては、延長、延長という形になっておりまして、令和4年度も当初、年度末で終わるのかと思ってたところ、また令和5年度に接種がスタートされますので、その工事費については執行することなく不用額とさせていただいています。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ありがとうございます。

一旦最後、これでお聞きするのは終わろうかと思うんですが、149ページの節12委託料について、その中でがん検診があるんですが、胃がん検診と乳がん検診、その受診実績と、その結果というのを教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず胃がん検診ですが、令和4年度の実績は、集団検診で186名、個別検診のバリウム検査で9名、個別検診の胃カメラで50名の方が受診いただいてまして、総数245名になっております。

胃がん検診の対象者が1万748人となっておりますので、受診率といたしましては3.3%になります。

このうち15名の方が要精密検査となりまして、14名の方に受診していただき、うち1名ががんの発見がございます。

胃がん検診の実績については以上です。

続きまして、乳がん検診の令和4年度の実績についてお答えいたします。

集団健診におきまして291名の受診です。個別検診におきまして68名の受診です。受診総数は359名となっております。

対象者が5,851名となりますので、受診率につきましては12.9%となっております。

このうち、要精密検査の対象となった方が18名、要精密検査は全ての方が受けていただいております、そのうち3名の方、乳がんが見つかっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私のほうから何点か質問させていただきます。私、監査委員という立場で、審査させてもらってはいるんですけども、この委員会の中では聞くポイント等々もちょっと異なってきますので、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

一つ目が149ページ、18の負担金補助金及び交付金、石綿読影の精度に係る調査精密検査受診者負担補助金、これは当初予算になかったんですけども、これは環境省が令和2年に実施している調査に係るものかなと思うんですけども、その内容を教えていただきたい。

というところと、155ページ、節11役務費、これの返却回送費3万5,200円、これも当初予算にないので、これの内容を教えてください。

あと159ページ、節12委託料、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料147万4,000円となっていますけれども、これも当初予算になかったものかと思うんですけども、これ実際に環境省のホームページを見ると、既に令和4年12月23日で策定されて載ってるんですけど、これはどういった計画のものなのか、あとはこういった計画は実際にはパブリックコメントをちゃんと出して、計画とかも公表されてるところもあるんですけども、何でパブリックコメントとかを実施されなかったのかとか、あとは現在、ホームページに公表されていないんですけども、これは公表すべきと考えますけれども、その辺のお考え、経緯等を教えてください。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 谷地委員のご質問にお答えします。

負担金補助金及び交付金のところで、石綿読影の精度に係る調査精密検査受診者負担補助金を上げさせていただいております。こちらにつきましては、当初予算において、この対象者の方が出るかどうかということが不確かでございましたので、対象者が出た場合に流用対応しようということで考えておりました。そのところ、お一人、対象者が出られましたので、流用させていただきまして支出しております。

内容といたしましては、先ほど、環境省の石綿調査のことで、谷地委員のご認識のとおりですが、環境省から委託受けております石綿検診につきまして実施いたしまして、その上で精密検査となった方が医療機関に受診されたときの精密検査代を岬町が補助をさせていただいているものです。ですので、こちらにつきましては、その検査にかかった費用ということになります。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

この返却回送費というのは、ショベルローダーを美化センターで使用をさせていただいてるんですけども、その返却に伴う回送費ということでございます。

続きまして、循環型社会形成地域計画業務委託料の件でございますけども、少々お待ちください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 循環型社会形成推進地域計画ですが、これは令和3年6月補正で上げたものになっていまして、それから令和4年3月議会におきまして、年度繰越しを行ったことにより、当初には出てなかったこととなります。

この計画の中身ですが、この計画を立てて交付金をいただく計画となりますので、交付金のための計画になりますから、パブコメは行わなかったものとなります。

坂原委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 先ほど一つ目は、石綿アスベストの件なので、もしかしたらこれからも対象者の方が出るかもしれないので、そこは引き続き必要に応じて実施してもらえればと思います。

あと2つ目のは回答がよく分からなくて、もう一度きちんと説明をお願いしたいんですけども、これは機械か何かを返却するの回送費ということですか。それをもう一回説明お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ショベルローダー、重機的なものなんですけども、美化センターで使用してます。これはリースをさせていただいてるのですけれども、それを新しい機械に換えるために、現在、美化センターからリースされてる会社まで運ぶための回送費ということでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、リースの返却もこちらで負担というものということですね。理解しました。

最後に、循環型社会形成推進地域計画、令和3年度補正で上がった。ごめんなさい、私も認識していなくて、その経緯というところは理解できました。

パブコメ自身も、これ全部、全ての計画でやらなきゃいけないというわけではないところは認識していますので、そういった経緯でパブコメまで実施しなかつ

たというところですが、こういった行政計画は、公表できるものは公表したほうがいいのかとも思ってまして、これはホームページ上への公表とかというのはできないものになってくるんですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 他市町村の状況を見まして考えてみたいと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 他市町村でパブコメを実施してるとこもあったりとか、なかったりとか、そこは自治体によって違ってくると思うので、できるだけ住民さんに透明性を図るという意味でも、こういった計画というのは公表したほうがいいのかと思うので、その検討をお願いします。

坂原委員長 他に質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは、157ページの節12委託料の、いろいろごみに関わる件でお尋ねしたいと思います。

157と言いましたが、その一つページ前の155ページからお聞きしたいと思うんですが、12委託料の中の真ん中ぐらい、可燃ごみ臨時運搬委託料と、可燃ごみ臨時処分委託料というのがあるんですが、これも毎年載ってるかなと思うんですが、これは具体的にどんなときに臨時として委託料がかかっているのかというのを教えてください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 可燃ごみ臨時運搬委託料、運搬の委託料ですが、これは焼却炉の天井の耐火更新工事により、焼却炉を約35日間止めたことにより、泉南清掃事務組合へ搬入する運搬委託料となります。

可燃ごみ臨時処分委託料は、泉南清掃事務組合に搬入したごみの焼却委託料となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

では続いて、157ページの上からお聞きしたいんですけど、リサイクル施設運営委託料というのがあります。これは何人で作業されているのかというのを教えてください。

坂原委員長 時間がかかるようでしたら、いいですか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問ですが、ちょっと資料を手持ちでございませんので、また調べてお答えしたいと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたら、同じように聞いたらよかったですけど、一個飛ばして、ごみ処理施設、これは夜間の運営委託料でも同じことを聞きたいのと、そのもう2つ下の、ごみ処理施設、これ土曜日の運営委託料、これも何人体制でやられてるのかというのも併せて教えてほしいんです。それはまた後で結構ですので、教えてください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ごみ処理施設の夜間業務につきましては、夜間3人配置になっております。

　　続きまして、土曜日の運営委託料につきましては、配置人員は4名となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それ以外のリサイクル施設運営委託料について、何人かはまた報告いただくとして。

坂原委員長 ほかの委員の方、質問ございますか。中原委員。

中原委員 決算書の141ページで、一番下の辺りにあります泉州南部初期救急センター運営費収支差負担金に関わってお尋ねしたいと思います。この施設は、泉佐野以南の3市3町で2014年から開設し、運営をされていると。当初は、黒字の運営ができていたけれど、2020年から赤字になって、その理由は患者が減ったからだということを知っていたと思うんですけど、その後、患者数、あと財政の運営状況はいかがかお尋ねしたいというのが一点です。

　　それから、今お聞きした下の、地域医療研究費負担金というのが30万円支出されたようですが、これは一体何なのか教えていただきたいというのが2点目です。

　　それから、今、節18の話をしてしましたが、その上の節12の委託料で、一番下に産後ケア事業委託料とあります。これは当初予算のときは44万2,000円が計上されていたと思うんですけど、実際の執行としては8万9,154円だったと。

それから、その上の出産前後ヘルパー派遣委託料、これも予算としては、10万8,000円の予算額に対して、執行は8万4,100円だったと。これは、ただ単に利用者が少なかったと考えたらいいのかと思うんですけど、さっきの答弁でも、どうやらこの2022年度というのは、出産も少し少なかったのかなということを知っていて思ったので、そういうことでいいのかお尋ねしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

泉州南部初期急病センター運営収支差負担金ですが、現在、患者数につきましては、令和4年度につきまして、すみません、正確な数字を持ってくるのを忘れしました。申し訳ないですが、令和3年度よりも患者数は回復しております。

しかし、コロナ禍に入る令和元年の6,000人程度の利用者に比べると、まだ3,000人程度、半分です。ですので、医療としての収支はまだ赤字経営となっております。

その中で、3市3町で人口割、あと患者割で負担割合を算定し、岬町が負担させていただいているのが、121万4,000円となります。

その下の、地域医療研究費負担金ですが、これは毎年30万円を計上させていただいています。こちらについては、泉佐野泉南医師会に対して、3市3町がそれぞれ負担してお支払いしているもので、地域医療に係る研究及び勉強会等に使うため支拂をしてしております。この金額ですと支出をさせていただいてまして、地域での勉強会であるとか、医師会の先生方が会員の方を対象にした研究会等を開かれて、そこに市民の方や町民の方、また私たちが参加させていただくような、そういったものに活用していただいている金額となります。

その次が委託料でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。委託料につきまして、産後ケア事業の委託料、決算額8万9,154円となっております。こちらにつきましては、令和4年度につきましては、少々お待ちください。失礼いたしました。産後ケアにつきましては、例年実績等で予算を見積もっているところですが、当初、利用される方がもう少し多いかと思っていましたが、令和4年度につきましては、宿泊型のショートステイにお一人の方が計3日間ご利用されておりますので、その委託料となっております。

利用されるケースにつきましては、産後ケアにつきましては、出産後、お母さんと子どもさんのケアを病院で行うものになっております。特に、お母様に健康状態に問題がある場合に利用していることが多い状況となっております。

続きまして、出産前後ヘルパー派遣委託料ですが、当初予算といたしまして10万8,000円計上させていただいております。決算としては8万4,100円となっております。令和4年度につきましては利用者の方が3名いらっしゃいます。家事支援を合計で26回、育児支援を合計で17回受けていらっしゃいます。昨年度の利用者が2名でございましたので、少し利用者が増えております。

また、こちらにつきましては、出産前後となりますので、妊娠中また出産後、育児支援の手薄な方に対して支給決定をさせていただいているところです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

最後にお答えいただいた委託料のところですね。これはこの事業を始めてから一定期間ずっと継続的にされてきたなというふうに思っているんですが、周知ということもあったり、あとは対象となる方なんかは細かく声をかけ合ったり、働きかけですね、そういうことがあったりするのかなとかも思ったりするんですけど、やっぱり特定妊婦という言い方をして、気になる状況がある、若くして妊娠された方とか、そういう方への目配りが本当に必要な時代に突入しているし、どんどんそれが進んでるんじゃないかなというふうに感じられるので、ここは引き続き、周知も含めて、きめ細かくやっていただきたいなというふうに思っています。

委員長、何かさっき川井副理事が手を挙げたんですよ。何か言いたいことがあるんと違うかな、このことについて。

坂原委員長 何かございますか。

中原委員 別に聞くことなかったけど、言いたいことがあったら言ってくださいよ。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 ありがとうございます。

産後ケア及び出産前後のヘルパー派遣につきましては、周知につきましては妊娠の届出があったときに、まずどの妊婦さんにもお知らせをさせていただいているところです。

特定妊婦の方につきましては、子育て支援課と情報共有いたしまして、やはり定期的に関わるようにさせていただいています。

また、産科医療機関につきましても、情報提供させていただきまして、出産前後のヘルパー派遣、また産後ケアが必要な方がいらっしゃいましたら、お知らせくださいということをお願いをしております。

そこを追加しようと思って、ちょっと手を挙げました。ありがとうございます。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員 はい、今ので終わりです。

坂原委員長 ほかに質疑ある方おられますか。竹原課長。

竹原生活環境課長 すみません、先ほど松尾委員からご質問ございました、リサイクル施設の運営に関してですが、延べ13人で運営しております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 157ページの節12委託料で、上から7つ目の項目なんです。粗大ごみ等処分委託料ということで、空き缶・空きびんが載ってます。こちら、先日の一般質問で、令和4年度の空き缶・空きびんの総量というのを聞いたかなと思うんです。それでいくと、158トンやったんかなと思うんですが、その158トン、どの時点で計られた量になるかなというのを聞かせてもらっていいですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 空き缶・空きびんの量につきましては、令和4年4月から令和5年3月の令和4年度分となります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ちょっと聞き方が悪かったですね。時期は分かりました。その総量は、例えば集められた時点で、岬町で計られたものなのか、それとも最終処分場へ持って行かれたときに、その処分場の方からの回答なのかというのを知りたいんです。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 158トンといいますのは、美化センターで計量した分となります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたら、最終処分場へ持って行かれたときの総量も同じと普通は考えてもいいですよ。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 この決算に出ております粗大ごみ等処分委託料、空き缶・空きびんの445万1,700円につきましての処分量は、161.88トンとなります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 増える理由はどういうことなんですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 令和3年度分に残っていた分が、4月に搬送になってきますので、若干、誤差が生じることとなります。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

なぜこんなことを聞くかという、要は、岬町で量った量と、最終処分場での量があまりにも違うかったら、要は今では空き缶・空きびんであると、有価物であるので、それがどこに行ってるのかというのを知りたかったんです。ただ、それは間違いない。要は岬町から出たものが最終処分場にしっかりと届けられてるという認識でいいですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 松尾委員のおっしゃるとおりです。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 関連で、今度は節14工事請負費の中にごみ処理施設整備工事がありますが、今、その焼却炉で、焼却温度が800度ないんちゃうんかという声があったもので、そこがちょっと心配になったんですけど、そういうことはないですか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 焼却温度につきましては、800度を心がけて運転しておりますので、若干立ち上げとかで低くなる場合とかありますけども、800度以上を心がけて運転しております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の中には出てこないんですけど、出てくるのかな。ちょっと聞きます。新型コロナの関係で、松井部長にお答えいただくことになると思います。

食料支援の問題です。本会議場のやり取りで、過去の一般質問のときに、本会

議場で確認させてもらったときにちょっと不明瞭だったので、改めてこの場で確認をしたいことがあります。

コロナの関係で、ここもいろいろ予算は計上されているんですけど、過去にコロナ陽性者だとか、濃厚接触者になって、食料の調達ができない状況があったと、2類だったときのことですけど。そのときに自宅療養が必要になって、大阪府に食料支援の申請をしてくれというのがまずあって、だけど大阪府は届くまで一定期間が必要、3日間だったり、遅いときは1週間ぐらいかかったんですけど、その間を埋めるということで、岬町として、民生委員の協力も得て、食料支援の事業をやりますということを確認をしていたわけなんです。

それが実際にそういう手だてが必要、必要だった方はいっぱいいるんですけど、実際それでそういう手だてを取ったということがあったか、あったんだったら件数を教えてほしいということが一つ。

それから、私が確認したいのは、大阪府の食料支援に申し込んでいなくても、岬町としてそういう事業を独自にやってくださいという話をして、そこは柔軟にやりたいと思うと確認してたときがあったんですけど、それを翻すような答弁を、あるときなされたんです。あのときは実際どういうところまで岬町がやるということにしていたのかということを確認したいというのが一つです。それを教えてください。

坂原委員長 それは令和4年度の話ですか。

中原委員 そうですね。

坂原委員長 答弁お願いします。松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、中原委員がおっしゃられた、コロナ陽性者の方の食料支援は、行動制限で食料が調達できない方については、大阪府の支援制度の中で行われていまして、それに対して、なかなか支援の申込みができない方については、柔軟に対応していきたいということで支援制度を設けたところです。

それで実際の件数としては、問合せは何件かあったと聞いていますが、実際に民生委員の方々に食料を調達して持って行ってもらったケースはなかったように思います。

食料支援について、大阪府も、陽性者の行動制限が緩和されたことによって、食料支援の必要性の見直しがございまして、それに応じて、岬町も同じような考

えで陽性者の方の食料支援については終了させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。当時は、大阪府に申込みしなくても、岬町に相談があったら、府の食料支援への申込みを条件にはしないという扱いをしていたということですね。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 要綱につきましては、そういった条件を付していましたが、柔軟な対応させていただくと答弁をさせていただいたかなと記憶しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 だから、府に申込みしなくても、柔軟に町独自でも、要は府に申込みしてないけど、よく事情を聞いて、町独自でも対応をするというつもりだったということではないんですね。柔軟にという言葉は、なかなかよう分からないです。はっきりと、どういうところまで到達していたのか確認させていただきたい。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 柔軟に対応する必要があると認識して、対応したいと思っておりました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。それは実際、民生委員さんに協力してもらって買い物に行ってもらおうとか、そういうことはなかったとはいえ、立派な柔軟な対応を決めておられたということだというふうに確認できました。ありがとうございます。

もうちょっとこの範囲でお聞きしたいんですけど、決算書の149ページの下の方の、先ほど、谷地委員がお尋ねになっていた、これは「いしわた」と読むんですか、何か「せきめん」と言ったり、「いしわた」と言ったり、行政上は「いしわた」と言ってるんですね。分かりました。

被害を受けられた方の検査のことだとか、その下に肝炎治療補助金というものがあります。肝炎治療の補助金についても、これは町独自の積極的な予算化と執行だと思ってますけど、対象者は徐々に減ってきているということでもあります。

それで、この石綿の被害だとか、あと肝炎の治療が必要な方が分かった場合に、

これは国の健康に対する救済だとか、訴訟が必要だったりしますが、そういったことのご案内までされたりするのか。対象になる、ならないという問題がありますけれど、そのあたりについて、どこまでいろんな情報提供等をされているのかなと思ってお尋ねするものです。

それから併せて、153ページの真ん中辺りに、地域福祉課、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備国庫補助金返還金とあるんですけど、これは何だったかと思って、1,000円、何かでお金もらって1,000円返すんだなどか思っていて見ただんですけど、ちょっと事業内容が、以前どこかで聞いていたら申し訳ないんですが、ご説明をいただけるとありがたいです。お願いします。

坂原委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員のご質問にお答えします。

まず、肝炎と石綿の救済制度についての周知ですが、ご相談を受けている中で必要な方がいらっしゃった場合は、B型肝炎の集団訴訟のチラシであるとか、ホームページの写し、そういったものをお渡ししてご紹介をさせていただいています。

また、石綿の救済制度につきましても、環境省が作成しています石綿の救済制度についてのリーフレット等がありますので、対象となる方にはそういったリーフレットの写しをお渡ししたりですとか、あとホームページのご紹介をしております。

ただ、具体的な申請の手続の支援につきましては、それぞれ窓口が別に、例えば肝炎の救済制度であれば、そういった患者団体であるとか、弁護士さんになりますし、石綿につきましては環境省等になりますので、一定、ご連絡先をお伝えしまして、また何かあればご相談くださいということでお渡ししているところが現状になります。

続きまして、1,000円の返還金ですが、こちら、健検診の情報につきまして、マイナポータルで健康診断のがん検診等の情報を閲覧できるようになるために、そのシステムの改修費として取り組んだの事業費の返還金となっております。1,000円ですので、本当に少しした、うまく言えないんですけど、金額の差で1,000円のみ返還という形です。消費税、補助額の切り上げ切り下げに関連した差額だったように記憶しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 決算書の157ページのごみの処分、上のほうです。松尾委員もこの辺りについてお尋ねでした。さっき松尾委員の質問にお答えになったリサイクル施設運営委託料に関わって、延べ13人とお答えになったと思うんですけど、この延べの指すところは一体何なのかというのが、聞いててよく分からなくて、実人数と延べ人数とありますけど、延べ13人はどういうことなのか、もう少し聞きたいなと思いました。それが一つです。

それから、今言いかけてた、処分の委託料と運搬の委託料がありまして、この委託先をお聞きしたいんですけど、処分委託料については、資料で提出していただくので結構です。ただ、これは全部、大栄環境さんかな。資料を出していただくときに、この間、何かこれに関わって質問があつて答弁があつたときなんか、三重県の伊賀市にとかいう言い方をされたりしていることがあつて、それは三重リサイクルセンターというところなのか、伊賀リサイクルセンターというところなのか、何かいろいろあるようなので、持っていく先の正式名称とか、そういうことも含めて資料でお答えいただきたいなというふうに思っています。後で資料請求をするようにしたいと思います。

というのは、松尾委員が以前、和歌山にもセンターあるやんか言うて、もうちょっと近いところに持っていったほうが、CO₂の削減にもなるし、コストの削減にもなるんとかうんということをおっしゃってて、ああそうかと思って、いろいろ調べたんです。確かに、和歌山リサイクルセンターというのがありますけど、何かそこ、ここで機能が違うんですね。何かできることが違うというのがあつて、私も知っておきたいなと思って、後で資料請求いたしますので、また教えていただけたらというふうに。何か今分かることとか、言っておきたいことあつたら、どうぞ言ってください。これは委員長が言うことか。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 和歌山に処分地があるという件ですが、大栄環境が持っている施設ですが、そこは産業廃棄物の施設となりますので、一般廃棄物、家庭から出るごみは一般廃棄物となりますので、そういった類のごみは持ち込みできないこととなります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 そうでしたか。また私も勉強したいと思います。

決算書の159ページ、上から2つ目の節3職員手当等のところですけど、

私、職員の皆さんの働き方が気になることがよくあります。皆さん、本当に公務員ですから、災害になったら逃げられないし、どんなことがあっても、そして儲かる、儲からない関係なく、住民の皆さんのためにお仕事をされているわけですよ。だけどすごく残業が多いんじゃないかなとか、こんな人数でこれだけの仕事大丈夫かしらと思うようなところがあったりするわけなんです。

それで、そういう目でこの決算書見ておりましたら、その職員手当等で超過勤務手当、これが予算より大きくなっているというところはあるんですけど、必要に応じて補正とか流用なんかもされてるのかもしれないんですけど、ただ、この今言った159ページのし尿処理費です。これはし尿処理施設でお仕事をしていただいている皆さんの手当とかが書いてあるんだろうなと思って見てるんですけど、ここは、一般職超過勤務手当が予算額としては199万5,000円と当初予算には書いてありました。執行としては232万1,182円というふうになって、超えてるわけですよ。

まず、ここはやっぱり予算を上回るような超過勤務が必要になるという状況があったのかどうか。一定の予想とか、過去の実績に基づいて予算というのは試算されるのかなと思っているんですけど、当初予算より上回った理由は何か、特段の事情が2022年度中にあったのかなと思ってお尋ねをします。

それと併せて、ほかのところは、超過勤務手当が上回っているということはないんですけど、全然ないわけじゃないけど、そんな大きく上回るということは、私が見てるこの委員会の所管の中ではあまり見受けられなくて、それはもともと構えていた予算がありますけれど、それを上回りそうになったから増額したりして、決算として収まるようにしているというようなことなのか、實際上、決めてる予算の範囲内の超過勤務で、事実として収まっているということなのか。ぜひ、全体についてもお聞かせいただきたいなというふうに思っています。お願いします。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

科目のし尿処理費の職員手当のところの超過勤務手当の増減の辺りですけども、中身的には、会計年度任用職員さんとして雇っている元嘱託職員の超過勤務です

けども、ごみ処理場での超過勤務ということで、当初予算より若干増えているんですけども、昨年度、令和3年度の決算ですけども、令和3年度が金額的には385万6,815円ということで、令和3年度に比べると150万円ほど減にはなっています。特に令和3年度とか、令和4年度にかけて、ちょっとコロナの関係でごみの持ち込みとかがちょっと多かったように記憶しているんですけども、そのあたりの作業応援のために、もともとの勤務時間を超過して残ったというので、超過勤務が令和4年度の当初予算よりも若干増額という形かなと思います。

それから2点目の、超過勤務の予算の取り方、支出に関してですけども、もともと予算要求する際に、予算要求する時期が年度の10月から11月、12月辺りにかけて予算要求、人件費もしていくわけなんですけども、そのときの実績であるとか、1年前の実績だとか、ちょうど遡って1年辺りの超過勤務の状況を見て、各課でのヒアリングもしつつ、予算要求をしていくわけです。基本的に当初予算より足りなくなった場合は、職員手当の中で一応泳げるところがあるならば、手当の中で泳いで流用してということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今、廣田理事がお答えになった。私が聞いた事実として、その予算内で収まっているのか。要は、いわゆるサービス残業やったりとか、そんなことになってないかなとか心配したり、それだけ残業が必要になるようなところがあるのであれば、やっぱり人を増やさないといけないんじゃないのかなというふうに思ったりしているという問題意識があってお尋ねしました。役場で働いている皆さん、もちろん出先機関もそうですけれど、正規であろうが、非正規であろうが、大変だと思うんです。責任も重いし、何かあったら一番に、それこそ自分が被災したって、災害が起こったら被災地に行くという、そういう立場の皆さんなので、ぜひ健康にもご留意いただいて、それがやっぱりゆとりのある働き方ができてこそ、住民サービスがさらに充実されるというふうに思いますので、今後もそういう視点を、持ってはると思うんだけど、大切に運用していただきたいなというふうに思ったということです。お時間いただいてありがとうございました。

坂原委員長 ほかの委員の方、質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私から最後、1点あります。155ページの委託料、12委託料で、この委託料は項目がすごく多いんですけども、そこで気になったのが、当初予算と決

算の金額が割と乖離が多い部分があるなというところで、それがある程度当初予算で読むことが難しいようなものなのかどうかというところ、この乖離がある理由を教えていただきたいです。

どの項目かというところ、このごみ質検査料、これが当初予算28万5,000円が69万9,600円、ごみ焼却場残体検査料、これも当初予算が102万8,000円が54万4,000円の半額ぐらいになって、焼却場燃えがら検査委託料、これも当初予算111万9,000円が66万円、この半額ぐらい。一番大きい乖離があるのが、し尿浄化槽汚泥運搬処分委託料、これが319万円だったのが30万6,000円、10分の1。これ多分何か別のところに運搬しなきゃいけなかったみたいな、そんなことがあったと思って、その辺の経緯かなと思っているんですけど、一応確認させてください。

あとは下から3つ目、大気汚染及びダイオキシン類測定業務委託料、これも当初予算195万6,000円が86万6,800円の半額ぐらい。結局、検査業務というところが、倍になってたり、半額になっちゃうという乖離が大きい。

恐らくこれと似ているところがあるのかなと思うんですけども、159ページ、これの12委託料、ここの下から3つ目、し尿処理施設排水及び減衰分析検査委託料、これも当初予算134万6,000円が65万1,640円、やっぱり半額ぐらいで、令和3年度の決算書でも令和4年度の決算書の金額とそんなに変わらないんですね。となったときに、どうしてもいろんな事情で幅があるから割と多めにとか取っているものなのか、予算の策定のほうに関わってくると思うんですけども、この決算のタイミングで、その乖離が発生している理由について確認させてください。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 谷地委員のご質問にお答えします。

美化センターで行っていますごみ質検査、谷地委員が検査の項目を言った件につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの長期継続契約となりまして、制限付一般競争入札を行っております。予算のときには、人件費等々、検査料を見込んで予算計上しております。入札により落札価格で落ちたということになります。

し尿浄化槽汚泥運搬処分委託料につきましては、これはごみ処理施設の焼却炉

天井部の耐火、補修工事に伴い、し尿の残渣、ごみとして燃やしていますが、それが燃やせなくなるということで、予算では50トン見込んでいましたが、実際に搬入した量が約7トンとなったため誤差が生じております。

坂原委員長 もう1件あったかな。し尿のほうもあったかな。159ページの12委託料のし尿処理施設排水及び減衰分析検査委託料。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 し尿処理施設の検査にしましても、ごみ処理と同じ検査として、一緒に入札を行っておりますので、低くなっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、令和4年から令和7年の長期契約の入札で業者決定するとき、予算のときは、結局、入札の金額である程度設定しちゃうけども、結果的に落札価格が割と安いから、予算と決算の乖離がそこで生じるということですね。入札価格と落札価格の。理解できました。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 今の質問の関連でちょっと聞きたいんですけど、大気汚染及びダイオキシン類測定業務委託料も、これも同じ業者ということでもいいんですか。そうですね。

そしたら、行政努力によって入札でその予算を抑えているというのがよく分かって、これは評価できるかなと思うんですけど、測定方法が変わったりとか、測定回数が増えたり減ったりして、何ていうか、問題がないというわけではないですよ。そこだけちょっと聞きたいなと思って。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 長期継続契約で結んでおりますが、年度で検査項目等が変わった場合は、変更契約するようになります。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 さっき聞いた延べ13人について解明されていないんです。ということをお願いしたんですけど。157ページのリサイクル施設。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ちょっとご質問にお答えするとタイミングを逃してしまいまして。申し訳ございません。

一応、延べ13名とお答えさせていただきました。勤務時間のタイムラグといえますか、午前9時から12時がペットボトルの施設、12時から15時がプラ

スチック類の施設の運営ということで、今現在、プラスチックの梱包機が停止していますので、プラスチック類のほうは5名、ペットボトルが8名で運営しています。

ここで時間のラグがあるために、同じ職員が、実人数といいますと、同じ職員がちょっとかぶって勤務に当たってる場合もございますので、その都合で延べ13名と答えさせていただきました。

坂原委員長 よろしいでしょうか。中原委員。

中原委員 実人数として13人ということですね。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 勤務に当たっているのはそうです。5名と8名ということで13名ということですね。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 その5名と8人の中に重なりはあるんですか。

ある場合もある、日にちもある。じゃあ実人数は何人ですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 今現在でいいますと、すみません、ちょっと今の延べ人数だけ調べていますので、調べてまた後でご報告させていただきます。

坂原委員長 ではそのようにお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書の186ページから187ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 187ページの節7報償費、地域公共交通会議委員報償費があります。予算では27万6,000円と思いますが、7万3,000円という支払いに終わっているということなんですが、コロナ禍の中で開催できてなかったらどうなっ

いうのは思うんですが、開催できてなかったとしても、例えば、私のところによくご相談に来られるのが、やっぱりバス停のバスの到着時間の変更だったりとか、あと乗り継ぎの悪さで、よく何とかならへんのかなという意見がありまして、その都度、辻里総括理事のところにご相談に行かせてもらったりとかしてはありますが、そういった住民からの要望がちゃんと反映できるように、会議をしっかりされたかどうとか、あと今回、中学校前のバス停のところにベンチを据えていただいたのは本当にありがたいと思うんですが、そういった、そういう住民の声がしっかりと届いて、そこでしっかり審議されたかどうかというのをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年度は、一回、交通会議を行いまして、ダイヤの運行のことですとか、あとバス停のこととか、いろいろご協議いただいて、利用される住民の声が届いて改善されるような会議が開催されたというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 今年度についても、そういうふうにあってほしいなと切に思います。これはこれでいいんですけど、参考までにちょっと教えてほしいんですけど、岬町で無料券というのがあるんですか。コミュニティバスの無料券というのとは作られたことはありますか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきます。

無料券というのはございませんで、岬町内で無料で乗れる方というのは、身体障害者の手帳を持ってる方とか、そういう方に限らせていただいて、無料で乗車できるようにさせていただいてます。無料券は作っておりません。

坂原委員長 ほかにございませんか。瀧見委員。

瀧見委員 一点お伺いします。187ページ、節11 役務費、通信運搬費20万5,834円ですけども、予算書には55万7,000円で上がっておりまして、予算の執行率が40%を切るような状況で上がってきてるんですけども、こちらの要因を教えてください。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの瀧見委員のご質問にお答えさせていただきます。

この通信運搬費といいますのは、コミュニティバスの運転手間で連絡を取り合うために、IP無線通信という無線を使って連絡を取り合っています。それに伴う料金ですけれども、当初の見込みよりも通話料なり、通信の台数がちょっと減ったもので、それに伴う減額になっております。

瀧見委員 了解しました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 コミュニティバスの問題、一般質問で時間切れになったので、ここでお聞きしようと思うことがあります。けど、時間のこともあるので、要望に代えたい部分もあります。

一つは、コミュニティバスの事務所の移転がされていますけど、それを早くちゃんと議会にも説明してくださいというのが一つです。

あとバス停の附帯設備のこととかは求めておきましたので、ご尽力いただきたいと思うんですが。旅費として一定額設けられておりますけれど、私が一般質問でお伝えしたとおり、デマンド交通について、真剣に調査研究していく必要があるというふうに思ってるんです。ということ考えたときに、やっぱり先進事例を職員の方が見に行くとか、そういうことを考えると、ここの旅費なんかにもうちょっと上乘せして調査研究をする必要があるんじゃないかなと思ったりしておりますので、意見だけ申し上げておきたいと思います。

ただ一点、デマンド交通の必要性について、明確な答弁が一般質問では得られなかったように感じているので、研究していきたいという言葉が、必要性があるということ言うてはんのかなと思うんですけど、そういうふうに受け止めていいんでしょうか。うんと言ってるからそうです。分かりました。ぜひ調査研究を進めて、住民ニーズにより応える場所にしていただきたいと思います。要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、土木費の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 厚生委員会の所管事務については、賛成いたします。

坂原委員長 反対の方おられませんか。では、どうぞ、中原委員。

中原委員 賛成といっても、もろ手を挙げて賛成ではありません。

文句があるのは、マイナンバーカードの普及の事務です。ここで長々となぜなのかまでは言いませんけれど、行く行くどういうことになっていくのかなと心配している一つの事業でありますので、全てにおいて賛成だと思っているわけではありませんけれど、先ほど申し上げたとおり、こぐま園の給食費だとか、あとはコロナ対策としては、町独自の事業、よその自治体と比べても非常に積極的な予算を組んで、執行なされたなと思っていますので、温かみのある町政を体現されたというふうを感じる内容が多々ありましたので、厚生委員会の所管する決算については賛同したいと思います。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

続いて、認定第2号「令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し

たいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

では、決算書233ページから258ページをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 国民健康保険の保険料についてお尋ねします。

2022年度の保険料についてお尋ねしますが、以前、よくその保険料が高くなるのか、安くなるのかというのを質問させてもらいますけれど、引き上げざるを得ないかなというような、じんわりしたお答えをいただいていたような気がするんですけど、2022年度においてはいかがだったかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、来年度から完全に統一保険料になると、都道府県化の完全実施ということになりますよね。それで、一人当たりの保険料の推移がこれまでどうなったのかということをお聞きしたいと思うんです。今は、一応最終年度ですが、激変緩和措置というか、大阪府としては、統一保険料は幾らですよということは示されますが、必ずしもそれに合わせなくてもいいですということで、岬町においては、これまで岬町の中での計算の仕方をして保険料を算出する。その算出した保険料の金額と大阪府が示している統一保険料と見比べて、安いほうを選ぶということをお聞きされてきたというふうに思っています。

実際のところ、これは激変緩和措置という名前だったか忘れちゃったけど、この期間は2018年度から始まっていたかなと思いますが、2017年度から毎年の一人当たりの保険料は幾らだったのか。というのはすぐ出ますか。こういうことは前もって言うておけばよかったなと思っているんですけど、すぐに出たら、それで何年度はこうでと言ってくれたらいいんですけど、分かるところだけでも結構ですけど。要するに、統一保険料化されて、保険料が高くなったのか、安くなったのかということが知りたいという、単純なことなんです。それが1点目です。

それから、決算書の255ページのちょうど真ん中辺りにあります人間ドック負担金についてお尋ねしたいと思います。

これは、人間ドックと脳ドックについて、上限額2万7,000円でずっと事業を進めておられるものですが、私はこの上限額の引き上げをずっと求めている

ど、ずっと実現しないものなんです。それで、2022年度においては、人間ドック、脳ドック、それぞれ何人の方が受けられたのかと。これは結構金額が伸びているので、2022年度については受診された方が多かったのかなと思って見っていますが、お聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

1点目、国民健康保険料につきましてですが、まず令和4年度の一人当たりの調定額を申しますと、10万2,570円になります。

令和3年度の一人当たり調定額を申しますと、10万3,373円。

令和3年度と4年度を比較しますと、約800円、令和4年度のほうが減少しております。

過去の保険料ですが、令和2年度につきましては、10万2,307円、平成31年度、一人当たり9万9,991円、平成30年度、9万6,350円となっております。

今、手持ち資料であるのは、平成30年度までとなっております。

次2点目、人間ドックの実績についてですが、令和4年度の実績としまして、人間ドック122名、令和3年度においては88名でありましたので、34名増加しております。大幅に増加しております。

あと脳ドックのほうですが、令和4年度につきましては33名、令和3年度については13名となっておりますので、こちら脳ドックにつきましても、20名と大幅に増加しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 保険料については、例え800円といえど抑えることができたんだなど、引き下げることができたんだなどと思って、努力されたと言うべきか、何と言うべきかよく分かりませんが、結果は良かったなどというふうに聞いて思っていました。

ただ、統一化されて以後、2018年度以後、基本的に着々と保険料は伸びているという状況だなどというふうに思っていて、来年度以降のことが改めてとても心配になりました。

それで、もうちょっとお尋ねしたいんですが、今回、改めて全体の費目について、増えたり減ったりというのをいろいろ見せていただいております。その中

で、決算書の252、253ページの中で、252ページの款3国民健康保険事業費納付金というのがあります。これを決算額で比較しますと、2021年度から2022年度にかけて、伸び率が結構大きいんじゃないかなというふうに見ているんです。ほかの款の項目ごとの伸び率、増減と比較していたときに、そんなふうにしたんですけど、これが結構左右するとか、保険料を決めたり、いろんなことを計算していくときなんか効いてくるということになるんじゃないかな。お尋ねします。

それからもう一つ、今の項目の一つ上の、傷病手当費というのがあります。目1傷病手当金ということで、執行が22万2,861円というふうになっております。これはコロナの傷病手当金というふうに考えた方がいいのか、確認させていただきたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

先に傷病手当金ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスに感染した被保険者に係る傷病手当金になります。ちなみにこの内訳につきましては7件となっております。

事業費納付金につきましては、都道府県において国保の財政運営の責任主体として、市町村における保険料収納へのインセンティブを確保する等の観点から、都道府県内の国保の医療給付費等の見込みを立てて、これを市町村ごとの額を決定して徴収するものとなります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 後でお答えいただいた国民健康保険事業費納付金のこと、これは大阪府が見込みを立てて、大阪府下の全域の、岬町のことだけでなく、全域の市町村の医療給付だとか、そういうことを計算して、岬町はこれだけ払えと言うてくるやつですね。分かりました。これはもう絶対この金額は守らなあかんというやつですよ。だからこれはちょっと酷やなというふうに私は思っています。

それで、コロナの傷病手当のことなんですが、これはコロナの特例ということではなされていましたが、国保は傷病手当という制度がないという、私はこれを作ったほうがいいのかというふうに思っていますけど、この点、いかがでしょうか。せっかくコロナによって、傷病手当、これは国が旗を振ったものではありますけど

れど、国保としても傷病手当金制度作るというようなことをなさったらいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 中原委員のご質問にお答えをいたします。

傷病手当金の件でございますが、今回、決算に掲載されています傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症についての分というふうに限定されております。先ほどおっしゃいましたように、よく似た状況が今後も出る可能性があるとは思っています。それに関して、傷病手当金を支給する仕組みを作ってはどうかというお話ですが、作るに関しても、独自でするに当たっては、やはり独自で財源を確保する必要があります。これが例えば大阪府全体で、大阪府独自の制度としてこういう仕組みを作っていくよというお話であれば、当然、本町においても対応する必要がありますが、本町独自で実施するとなりますと、やはり財源の確保が必要になりますので、そのあたりを考えていく必要があるかと思えます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 府全体でやるならという話がありましたけれど、来年度以降、その財源の問題がもちろん一番大きい問題かもしれないんですけど、じゃあ仮に財源の問題がクリアできるということになったら、来年度以降、この制度を岬町独自で作るなんてできるんでしょうか。統一された後、そこはどうなんですか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 本町独自でできるかというお話ですが、そこもやはりどういう仕組みで傷病手当を支給していくのかというふうなことも考えていく必要があるかと思えますので、そこはやはり慎重に検討をする必要があるかなというふうにご検討しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 できるか、できへんかよく分からないんですけど、私もそう思って聞いてます。

いや、できないっての可能性の話なので、100%無理とか、そんなことはこの世の中には中々ないことですが、100%というのは。ただ、完全に都道府県化されたら、来年度以降統一されてしまうわけで、そうなったら府が作っている国保の運営の方針に従わないといけないという問題がありますよね。ですので、もしそういう、例えば傷病手当金を町独自で作りたいというふうになっても、

極めて難しくなるのではないかなと思ってるんですけど、それはどうなんでしょうか。やろうと思ったらできるかな。お金があったら。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 申し訳ありません、来年度以降のお話については、担当課としても何とも言えないところがありますので、ここではっきりと答弁ということになりますと、難しいところがあるのでご容赦ください。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、もう隣の道工委員がかわいそうなことを聞いたるなよと言うてます。率直に言って、なかなか町独自でできることというのは極めて限られてくるんじゃないかなと思っています。けれど、ぜひ町独自でできることを頑張っていたいただきたいなと要望申し上げたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第2号「令和4年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定」において、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第2号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第3号「令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

では、決算書259ページから272ページをご覧ください。

質疑ございませんでしょうか。中原委員。

中原委員 決算資料の264、265ページ、歳入のところで、後期高齢者医療保険料というのが左上から始まっておりますけれど、経年的に見ていくと、ここの保険料は徐々に伸びているように思っています。

それで、ちょっと心配だなというふうに思ってるのが、幾つか要素はあるんですが、昨年度、2022年度の10月から後期高齢者医療の年代の方、これは75歳になったら強制的に後期高齢者医療に入られるわけですけど、75歳以上の方が病院に行ったときに窓口負担が、一定の条件はありますが、基本的に2倍化されたという問題があります。その影響が10月以降なのでどの程度か分かりませんが、出てきているんじゃないのかなというふうにちょっと心配してるんですけど、そのあたり、もし分かることがあれば、教えていただきたいなと思っています。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

すみません、保険料に影響するというお話でよろしいですかね。

医療給付のほうになるかと思うんですが、昨年10月から一部、一定の所得のある方につきましては、医療費の自己負担が2割というふうに変更になっております。この方は令和4年度に本町において2割になる可能性があるというふうに想定される方が、大体700名前後いらっしゃいました。

これにつきまして、医療費に実際影響が出てくるかどうかというのが、まだ今のところそんなに大きく影響が出てるようには感じない部分もあるんですが、実際医療費の分として、本町が納付金として納めてる分が大きく返ってきたりとかということが、今年度そんなに大きく返ってくるということがなかったもので、今のところはそこまで影響が出ていないのではないかなというふうに考えております。

坂原委員長 いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

反対、ではどうぞ。

中原委員 いつも後期高齢者医療保険料は賛成しかねるという立場になっておりますけれど、保険料でいいますと、先ほど、徐々に伸びている、2年に1回の見直しということで、2022年度については、計算でいくと第8期ということになるわけなんです。前の第7期と比較して、大幅な引き上げとは言えないかもしれないんですけど、引き上げは引き上げということになりました。後期高齢者医療に加入されている方の負担が、保険料上、増やされているということは明らかだというふうに思います。

それで、私はそもそもこの後期高齢者医療という制度そのものに反対していませんけれど、75歳以上の方々に対する、私はある意味仕打ちだなというふうに思ってるんですけど、これまでも問題にしてきましたけれど、低所得者への軽減措置、これも2022年度から完全になくされました。段階的に縮減されてきて、完全になくされました。それで、今さっき言いましたけれど、2022年の10月から窓口負担が2倍化、2割化されたわけですよ。

先ほどお答えになった中でありましたけれど、想定としては700人おられるということで、実際には、会計上、そんなに大きく影響は出ていないように思うと、年度の途中から始まったことでもありますので、ただ、保険料負担が重くなり、病院での窓口負担も重くされているということで、この年代の方々の健康、本当に医療が必要なときにかかれるのかということ考えたときに、非常に不安を覚えますので、この会計には賛同しかねる立場であります。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第3号「令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第3号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第6号「令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、決算書299ページから332ページをご覧ください。

質疑ございませんでしょうか。

谷地委員。

谷地委員 私から幾つか質問させていただきます。323ページ、12委託料、ここに幾つか委託事業があるようですが、これの予算の半分ぐらいしか執行されていないようなものがありますけれども、この辺はもしかしたら先ほどごみ検査と一緒の入札の関係かなという気もするんですけど、その理由を教えてくださいというところ。

325ページの12委託料、当初予算では、食の自立支援事業委託料が30万円計上されておりましたけれども、それが今回執行されなかった理由を確認してください。

あと最後に329ページ、12の委託料、ここでは当初予算では、認知症カフェ開設等補助金、認知症研修参加負担金、あとRUN伴参加負担金でいいですかね。あとは認知症初期集中支援チーム員研修参加負担金。12の委託料のほうでいうと、認知症初期集中支援チーム委託料、認知症の人の家族に対する支援事業委託料、臨床研修会委託料とあるんですけども、大半が執行されていないようですので、その理由を教えてください。

18の負担金、ここには認知症カフェの開設等補助金、認知症研修参加負担金、RUN伴参加負担金、認知症初期集中支援チーム研修参加負担金、こちらについても同様に多くが執行されていないように思うんです。これはもしかしたらコロ

ナの影響でいろいろできなかったのかなということを予想はしてるんですけども、その辺の理由をちょっと確認させてください。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 谷地委員の御質問にお答えします。

まず、323ページの節12委託料についてですけども、こちらのほうは一般介護予防事業ということに位置づけられておりまして、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で、予定していた事業ができなかったことによるものでございます。

続きまして、325ページ、同じく節12委託料の中で、食の自立支援事業についてのご質問がございました。こちらのほうは、当初予算では予定を計上しておったんですが、実績がゼロということで、決算上は上がってきていないという状況になってございます。

続きまして、329ページの、こちらと同じく12の委託料ということですけども、初期集中支援チームということで、認知症の患者様がいらっしゃったときに、介護サービスとか医療サービスにかかってない方に対して、初期的に集中して関わるというような事業をやっておるところですけども、こちらの実績がなかったということになってございます。

続いて、同じく329ページの18負担金補助及び交付金についてですけども、こちらはご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で、例えば、RUN伴（ラントモ）と言うんですけども、認知症の普及啓発事業とかをやっておるんですが、そちらのほうもコロナの感染が拡大した関係で実施することができませんでした。

坂原委員長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。中原委員。

中原委員 今、谷地委員の質問に答弁なさった中で、認知症初期集中支援チーム委託料、予算上57万5,000円ということで計上をされていたものです。これが執行されなかった理由ですけど、以前、認知症の方への対応を中心になって担うという役割で配置されていた職員の方がおられたと思うんです。その方がお辞めになったという経過があったと思います。そのことと関係はないんでしょうか。

というのと、それから、決算書325ページの上から2つ目に、節12委託料とありまして、地域包括支援センター運営委託料2,690万円という執行とい

う記録です。これ当初の予算としては、2,780万円だったのかなと思ってるんですけど、それが何か低くなっているというのがちょっと私はよく分からなくて、何か理由があるのかお聞きしたいなというのが2点目です。

それから、この包括支援センターの運営に関わって、専門3職種の方は従来どおり安定的に配置できているというふうに理解しておりますが、ケアマネさん、支援専門員だったかな、正式名称が出てきません。の配置についてはいかがか、ちょっと不安定な要素があったかなというふうに記憶しているんですけど、そこがいかがかお聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、お尋ねいただきました初期集中支援チームの実績が上がっていないことと、昨年度、認知症推進員が退職したということとの関連性があるかどうかというようなご質問ですけれども、推進員につきましては、退職の後も高齢福祉課に所属しております国家資格を所持している職員が認知症推進員としての配置しておりますので、実績がゼロということと直接的には関係はございません。

2点目の、325ページのご質問いただきました節12委託料の地域包括支援センター運営委託料についてですけれども、昨年度、令和4年度から地域包括支援センター第2期目の委託を始めております。そのときに当初予算で計上したときには、見積りということで金額の計上をしてございましたけれども、令和4年度から5か年の契約を結んだときに、当初見込みよりも契約金額が下がったことによりまして、差額が生じているものになってございます。

続いての質問で、3職種、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士につきましては、安定して配置することができております。

続いての質問の、介護支援専門員の配置についてですけれども、現在、3名配置しております、一人あたりに、ケアプランを大体53件ほど担当してるところですけれども、特に包括支援センターからは増員とか、そういったことでの話はございませんので、安定して介護支援専門員につきましては3名で、これからも運営していくような予定になっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目の、認知症初期集中支援チーム委託料に基づく事業が実施されなかった

のは、推進員が退職したということが直接の原因ではないというご説明でした。推進員については、前からいる方が引き継いだということですか。そのことは、前からいるということは、もともと自分のお仕事があって、そこに兼務ということなのかなというふうに想像するんですけど、ちょっと兼務は大変じゃないのかなって思うんですよね。認知症の分野も非常に幅広いですよ。やらないといけないことが多かったり、いろんなところと連携を取ったりということが必要な分野かなというふうに思っていて、それを兼務として十分できるのかなと、ちょっと不安に思ったんですけど、これは直接の原因ではないというふうにおっしゃいましたが、さっきの谷地委員に対する答弁を聞いてたら、これはコロナでできなくなった、これはコロナでできなくなったって幾つかおっしゃったんです。これについてはコロナでとはおっしゃらなかったんですよ。だから、必要なものとして予算化してあるけれど、執行ができなかった。それはいいのかなと、必要なサービスを受けるべき人が、そういう対象の方がいるか、ないかという問題はあると思うんですけど、もし対象の方がいたとして、必要なサービスが提供できなかったとしたら、それはちょっとまずいんじゃない、サービス低下なんじゃないと思ったんですけど、そこは執行の必要がなかったということなのか、主要な要因は一体何なのかなということが疑問になったんですけど、お答えいただけるとありがたいと思います。

それからもう一点、地域包括支援センターの人の配置の問題ですけど、ケアマネジャーについては3人の配置をしているということで、一人、50人ぐらいのケアプランを立てているということかなというふうに思って聞いてたんですけど、以前は、ケアマネさんは4人おられましたよね。直接、この地域包括支援センターがケアプランを立てる件数ももっと多かったですよ。そのほうが、平たく言うと、実入りがいいわけですよ。再委託に出すより、ケアプランを直接包括支援センターが作ったほうが報酬が高いわけだから。私は、ケアマネさんを増やして、財政的にもより安定した運営ができるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、そこは包括支援センターを委託している社会福祉協議会については、今の体制を維持していくつもりだということなんだろうと思います。

確かに、一人、雇う人を増やすと、そこにまたお金がかかるので、その分を儲

けようと思うと、いやらしい言い方ですけど、収入として得ようと思うと、どこらあたりが境目なのかなと、それによってあまりにも仕事量が多くなってもよくないと思いますけれど、やはり直接、ケアプランを立てる人がたくさんいるほうがいいんじゃないかなと、私は思っています。そうしろというわけじゃないんですけど、ちょっと意見だけ、私の考えだけ述べさせていただきました。

じゃあ、その認知症の関係のことを教えていただきたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員の質問にお答えします。

まず推進員についてですけれども、地域支援事業の中で、ご存じのとおり、幾つか事業がございます。そのうちの一つで認知症総合支援事業というのがございますけれども、その事業だけを集中してやるよりも、一体的に地域支援事業に取り組むということで、介護予防、それから認知症施策、生活支援体制整備事業、それから地域ケア会議と一体的に取り組んでいるところですので、一人に業務が集中するというのではなく、高齢福祉課に所属しております保健師でありますとか社会福祉士が認知症推進員としてこの業務に携わっているところでございます。

したがいまして、兼務で業務が過多になってる状態かという、今は一体的に取り組んでいますので、決してそうではないというようなことになってございます。

続いて、ご質問の中でございました、実績がゼロだったことについての要因分析ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、初期集中支援チームの対象になる方が、まだ介護サービスにかかっていない、あるいは医療サービスにつながってないような方ですので、結果的にそういう方が令和4年中にいらっしゃらなくて、この事業の対象者には上がらなかったということですが、その原因については、例えば、地域包括支援センターでの対応で、初期集中支援チームの支援を必要としなかった場合でありますとか、あるいは医療機関のほうで認知症外来とか、そういう専門外来とかも増えておりますけれども、そういったことで初期の段階で医療サービスにつながったとか、そういったことが要因としては考えられるのではないかなと思いますけれども、引き続きまして、必要なサービスにつきましては、必要な方にお届けしたいということについては変わりございませ

ん。

包括支援センターについては、委員ご指摘のとおり、社会福祉協議会とも人員体制については、今後も適切にコミュニケーションを図っていききたいと存じます。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、橋野課長が言ってもらった、総体的な説明は以上となりますが、認知症施策につきましては、町も重要な施策ということで認識しております。

それで、今回、社会福祉士の正職員を採用させていただいておりますので、今後も引き続き、地域支援事業、介護予防の施策なり、また認知症施策についてもしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 決算書の305ページの一番下のところで念のため確認をさせていただきます。

介護予防日常生活支援総合事業というふうに書かれておりますが、私はかねてから、この総合事業が持ち込まれたことに対して、警戒心を持つべきだというふうに思っていることはご承知いただいていると思います。

それで今までずっと、介護保険の調査ではなくて、チェックリストのみでサービスを利用するという方が何人いますかということをお尋ねしてまいりましたが、2022年度においては、何人だったかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、保険料について、2018年度に引き上げられた保険料が、この第8期についても引き継がれたという状況だったかなというふうに思うんですけど、高いので何とか引き下げができないかなというふうにずっと思って、そういう発言もしてまいりましたが、この8期の中で、何か手だてが取れないものだろうか、取れなかったのかということも、この機会にお聞きしたいというふうに思えます。

それから、本当に最後です。せんだって、介護保険の運営協議会を傍聴させていただきました。非常に参考になりまして、谷崎議員と一緒に隣に座って傍聴させていただいたんですけど、参考になることいろいろありましたけれど、時間のこともあるので割愛したいというふうに思いますが、そこの中で気になるのが、外国人労働者のことについて、何というか、文章としては非常にわずかでは

ありましたが、介護施設等における外国人労働者のことなんかについて少し触れられているところがありました。

それで岬町でも、外国人の方が福祉施設、介護施設等でお仕事なさったりして、その方々の数が増えてきているというふうに思っています。それで、これは要望ですけど、施設に入所されてる方が、土曜日や日曜日や祝日、休日等ですね、どうしてもスタッフの数が少なく配置されることになってしまうわけです。そのときに、決して外国人労働者が悪いわけじゃないんですけど、外国人の方しかスタッフがいらないというような訴えがあったりしまして、外国人の方を差別するつもりは毛頭ないんですけど、どうしても言葉の壁があるんですよね。そこはお仕事されてる方も非常に苦労しながらお仕事いただいているんだらうというふうに思うんですけど、やっぱり施設の中での入所者の方に対するサービスを考えた場合に、外国人の方だけで、本当にだけになってるのか分からないけど、その人がたまたま会うのがそうなのかもしれないんですけど、そういうきちっとしたサービスを維持していくということを考えたときに、外国人の方だけしか接する人がいないというような状況にならないように、そうなったら働いている外国人の方もお困りになるし、入所されてる方も意思の疎通を図るのが難しくなりますので、また施設の方等とお話しできる機会があると思うので、その辺についてちょっと聞いていただいたり、大丈夫でしょうかと、こういう声を聞いていますよということでお伝えいただきたいなというふうに、これは要望にとどめておきたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員からご質問いただきました1点目の事業対象者の数ということですけども、令和4年度末、チェックリストのみで事業対象者となっている方、1名ということになっております。

続いて、保険料についてですけども、令和4年度中に保険料の軽減に係る取組がなされたかどうかというお尋ねだったと思うんですが、介護給付費準備基金からの取り崩しを、令和4年度につきましても行いました。また、国に対して、町村会を通じて、国の負担割合を増やすように、ひいては介護保険料の軽減につながるような取組をしていただくように引き続いて要望をしておるところでございます。

坂原委員長 よろしいですか。中原委員。

中原委員 保険料について努力をされたということをお聞きしました。

それで、保険料は下げることができたのですか。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

不十分な説明で申し訳ございません。第8期中は、保険料が決まっておりますので、令和4年度は令和3年度と比較して、変わったかという質問については、変わってございません。申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

坂原委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、賛成どちらですか。

反対。

中原委員 いろいろ努力しておられることを理解しております。おるつもりでありますから、反対するには忍びないんですが、やはり、保険料の負担の重さということを考えてときに、おっしゃるとおり、8期中に保険料を変えとかいうことはできないのは存じ上げてるんですけど、重い負担のまま続いているので、そこを考えると、賛同はしにくいなと思って、討論に加わらせていただいております。

いつも聞くチェックリストのことですが、昨年度の末時点においては1人ということで、予想より少ない数になっていて、これは別に何かの意図があってということではないというふうに思いますが、やはり本来であれば、介護保険の調査を受けて、介護保険法上の利用をしていただくということが適当だというふうに思いますし、その私の思いは伝わっているだろうというふうに思っていますので、その点については評価したいというふうに思います。

今、第9期に向けて、いろいろ準備をなさっているというふうに思いますけれども、願わくば、保険料の引き下げができればいいなと期待して、期待しているの

に賛成できないという立場を申し上げねばなりません。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第6号「令和4年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第6号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

委員の皆さん、何かその他ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 理事者のほうで、その他について何かございませんか。

松井部長。

松井しあわせ創造部長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先日、9月10日に開催いたしました令和5年度岬町健康長寿まつりに、竹原議長をはじめ、議員三役の方、また坂原厚生委員長をはじめ、各議員の方々に大変お忙しいところをご出席いただきました。

また、各関係者の方々のご協力の下で盛況に終えることができました。本当にありがとうございました。

ただ、開会・表彰式におきまして、ご欠席の連絡をいただいていたにもかかわらず、連絡調整の不手際でお名前を紹介してしまったこと、また時間の都合上、来賓紹介を省略する旨をお伝えしておりましたが、急遽紹介してしまったことについては、議員の皆さんには大変ご迷惑おかけして申し訳ございませんでした。

急遽、来賓紹介をさせていただいた理由につきましては、過去からも開催の案内については国会議員の方々にはさせていただいておりませんでした。開催の前日に秘書の方がお越しになるとの連絡がございましたので、秘書の方々の紹介

と併せて、急遽、来賓の皆様の紹介もさせていただいた次第でございます。

どうかご理解よろしくお願いをしたいと思います。

今後もより良い健康長寿まつりになるよう、ご協力いただいた関係機関の方々、また参加いただきました住民の方々のご意見を伺いながら、その意見を踏まえて、今後も開催してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

坂原委員長 今の件はそれでよろしいでしょうか。中原委員。

中原委員 すみません、その他で言い忘れたことがあって、言い忘れたというか、聞き忘れたらもう駄目ですか。

坂原委員長 その他はもう終わりましたから。

理事者のほうは、その他、ほかにございませんか。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行います。

委員の皆様方のご協力をお願いします。

これを持ちまして、厚生委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 5時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和5年9月12日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝